亀田製菓株式会社　証券コード 2220

第61期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2018年6月14日(木曜日)
午前**10**時 受付開始：午前**9**時

開催場所

亀田製菓株式会社 本社 5階会議室
新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

議案

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役10名選任の件
第4号議案　監査役2名選任の件
第5号議案　補欠監査役1名選任の件
第6号議案　取締役賞与支給の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2018年6月13日(水曜日)
午後**5**時まで

社是

製菓展道立已

（せいかてんどうりっき）

「展」とは「ひらく」「のびる」という意味を持っています
製菓という事業に従事し、日々研鑽・努力することで
社会に貢献し、自己の人生を確立するということです

経営理念

1. 会社にまつわるすべての者の要望に応える
1. 会社の永劫の存続をはかる

経営基本方針

1. 民主経営で行く
1. 会社を私物化しない
1. 計画経営に徹する

亀田製菓グループ“ミッション・ビジョン”

亀田製菓グループの目指す姿

グローバル・フード・カンパニー

果たすべき使命：ミッション

私たちは、自然の恵みを活かし、
「健康」「おいしさ」「感動」を創造します

私たちは、世界の人々の生活に
喜びと潤いをお届けし、
より豊かな社会に貢献します

具体像：ビジョン

米菓で培った伝統の技を革新し、
各地の食文化と調和することを
通じて、世界の人々に愛される
ブランドを目指します

株主の皆様へ

代表取締役会長 CEO
田中通泰
Michiyasu Tanaka

代表取締役社長 COO
佐藤　勇
Isamu Sato

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

第61期定時株主総会を6月14日(木曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び2017年度の事業の概要について、ご報告申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

当グループは「自然の恵みを活かし、『健康』『おいしさ』『感動』を創造することにより、世界の人々の生活に喜びと潤いをお届けし、より豊かな社会に貢献すること」を使命と考えております。

目指すべき姿として掲げた「グローバル・フード・カンパニー」の実現に向け、海外事業と新規事業を中心とした「成長の加速」、国内米菓事業のブランド集約及び原価改善などによる「構造改革」、そしてこれらの取り組みを支える「経営基盤の強化」を戦略の柱とし、更なるブランドの強化と企業価値の向上に努めてまいりました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目　次

株主の皆様へ……2
招集ご通知……3
株主総会参考書類……7

添付書類
事業報告…… 26
連結計算書類…… 59
計算書類…… 61
監査報告…… 63

<ご参考>
トピックス…… 67
株主優待制度…… 69
株主メモ…… 70

証券コード 2220
2018年5月29日

株 主 各 位

新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
亀田製菓株式会社
代表取締役社長 COO **佐藤 勇**

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。**後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使について

5ページ～6ページの「議決権の行使のご案内」をご参照ください。

当日ご出席される方へ

株主総会当日は議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2018年6月13日（水曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。

インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、**2018年6月13日（水曜日）午後5時**までに賛否をご入力ください。

記

日　時

2018年6月14日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場　所

新潟県新潟市江南区亀田工業団地３丁目１番１号
亀田製菓株式会社 本社 ５階会議室
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

目的事項

報告事項　1．第61期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第61期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項　**第１号議案 剰余金の配当の件**
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役10名選任の件
第４号議案 監査役２名選任の件
第５号議案 補欠監査役１名選任の件
第６号議案 取締役賞与支給の件

以上

- 当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人（議決権を有する株主）の方１名に限ります。その際には、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 以下の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kamedaseika.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の　「株主資本等変動計算書」　「個別注記表」

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類に記載のものの他、この「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kamedaseika.co.jp/）に掲載させていただきます。

《ご参考》

議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類(7ページ～25ページ)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
また、資源保護のため本書をご持参ください。

株主総会開催日時　**2018年6月14日(木曜日)　午前10時**

場　　所　**亀田製菓株式会社　本社 5階会議室**

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

郵送(書面)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限　**2018年6月13日(水曜日)　午後5時到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

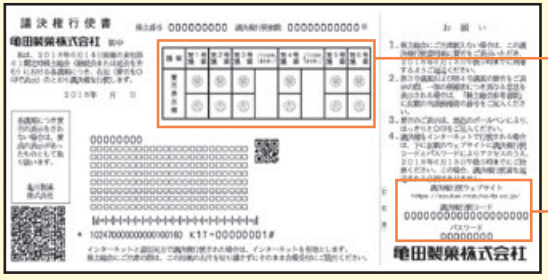

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案～第2号議案・第5号議案～第6号議案	
● 賛成の場合	▶「賛」の欄に○印
● 否認する場合	▶「否」の欄に○印
第3号議案～第4号議案	
● 全員賛成の場合	▶「賛」の欄に○印
● 全員否認する場合	▶「否」の欄に○印
● 一部の候補者を否認する場合	▶「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内にしたがい、各議案の賛否をご入力ください。

(インターネットによる議決権行使方法のご案内については次ページをご参照ください。)

行使期限　**2018年6月13日(水曜日)　午後5時まで**

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限
2018年6月13日(水曜日)　午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご利用にあたって

1. 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますので、ご準備ください。
2. 下記の「ご注意」等をあらかじめご確認のうえ、次の要領で議決権を行使してください。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、本書同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードによってログインしていただき、画面の案内にしたがってご行使ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更いただきます。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

議決権行使ウェブサイトでの行使手順

STEP1

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

上記のURLを入力し、議決権行使ウェブサイトにアクセス。

STEP2

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

STEP3

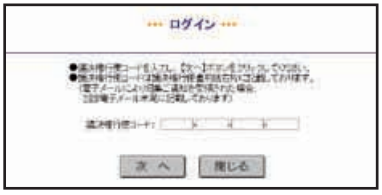

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主様がご使用になるパスワードを登録してください。

STEP4

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

ご了承いただく事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法などがご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

以上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、投資と株主に対する利益還元のバランスを考慮しながら、中期経営計画を実行し収益の拡大を図り、利益配分を安定的に拡大することを目指しております。

上記方針に基づき、期末配当は以下のとおり1株につき35円（前期に比べ7円増配）とさせていただきたいと存じます。

1　**配当財産の種類** ▶ 金銭

2　**配当財産の割当てに関する事項及びその総額** ▶

当社普通株式１株につき金35円（前期に比べ7円増配）

（ご参考）中間配当金を含め年間配当金は、１株につき金49円（前期に比べ7円増配）となります。

配当総額　　737,955,610円

3　**剰余金の配当が効力を生じる日** ▶ 2018年6月15日

ご参考 ● 1株当たり配当金額の推移

《配当方針》

当社は、「グローバル・フード・カンパニー」の実現に向けた国内外での投資と株主の皆様に対する利益還元のバランスを考慮しながら、中期経営計画を実行し収益の拡大を図り、利益配分を安定的に拡大することを目指すことにより、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

（ご参考）配当額・配当性向の推移（2013年度 - 2017年度）

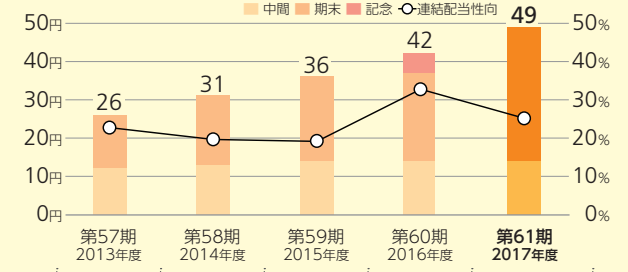

	第57期 2013年度	第58期 2014年度	第59期 2015年度	第60期 2016年度	**第61期 2017年度**
中間配当 (円)	12	13	14	14	**14**
期末配当 (円)	14	18	22	28	**35**
内 記念配当 (円)	-	-	-	5	**-**
連結配当性向	22.8%	19.7%	19.2%	32.8%	**25.1%**

第2号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

今後の事業展開等への対応及び、事業活動の現状に即し、現行定款第2条事業目的の追加・削除等を行うものであります。

(2) 取締役の員数変更

当グループは、長期ビジョンであるグローバル・フード・カンパニーの実現に向けて、海外における事業展開を加速しております。グローバルな事業展開の促進、経営基盤の強化ならびに内部統制体制の充実を図るため、社外取締役の増員を含め取締役の員数を9名以内から12名以内に変更するものであります。

(3) 補欠監査役の任期伸長

法令で定める監査役に欠員が出た場合に備え、補欠監査役を選任しておりますが、監査役の任期が4年であることを勘案し、補欠監査役の選任の効力を4年とするよう定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条（条文省略）	第2条（現行どおり）
1．～2．（条文省略）	1．～2．（現行どおり）
3．情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス	（削除）
（新設）	3．医薬品および化粧品ならびにそれら原材料の製造、販売

現行定款	変更案
4．～6．（条文省略）	4．～6．（現行どおり）
7．不動産の売買、賃貸借、管理およびそれらの代理、仲介	（削除）
8．前各号の業務に付帯する一切の事業	7．前各号の業務に付帯する一切の事業
第3条～第4条（条文省略）	第3条～第4条（現行どおり）
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第18条　当会社の取締役は、9名以内とする。	第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。
第19条～第30条（条文省略）	第19条～第30条（現行どおり）
第5章　監査役および監査役会	第5章　監査役および監査役会
第31条～第32条（条文省略）	第31条～第32条（現行どおり）
（選任方法）	（選任方法）
第33条　（条文省略）	第33条　（現行どおり）
2．（条文省略）	2．（現行どおり）
（新設）	3．当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	4．前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期）	（任期）
第34条（条文省略）	第34条（現行どおり）
2．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
第35条～第41条（条文省略）	第35条～第41条（現行どおり）

第3号議案　取締役10名選任の件

現任取締役8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

当社は経営の健全性と透明性のより一層の向上を図るとともに、グローバルな事業展開の促進、経営基盤の強化ならびに内部統制体制の充実を図るため、取締役の員数を2名増員したく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役在任年数
1	田中（たなか）　通泰（みちやす）	再任	代表取締役会長CEO	19年
2	佐藤（さとう）　勇（いさむ）	再任	代表取締役社長COO	11年
3	古泉（こいずみ）　直子（なおこ）	再任	取締役　お米研究所長	15年
4	坂本（さかもと）　正元（まさもと）	再任 社外 独立役員	取締役　社外取締役候補者 独立役員候補者	12年
5	関（せき）　誠夫（のぶお）	再任 社外 独立役員	取締役　社外取締役候補者 独立役員候補者	4年
6	堤（つつみ）　殿（ただす）	再任 社外 独立役員	取締役　社外取締役候補者 独立役員候補者	4年
7	前田（まえだ）　仁（ひとし）	再任 社外 独立役員	取締役　社外取締役候補者 独立役員候補者	4年
8	Mackenzie Donald Clugston（マッケンジー　ドナルド　クラグストン）	再任 社外 独立役員	取締役　社外取締役候補者 独立役員候補者	2年
9	小林（こばやし）　章（あきら）	新任	常務執行役員管理グループ統括兼 経営企画本部長兼管理本部長	―
10	三宅（みやけ）　峰三郎（みねさぶろう）	新任 社外 独立役員	社外取締役候補者 独立役員候補者	―

候補者番号 1

田中（たなか） 通泰（みちやす）（1945年8月30日生） 再任

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
19年

所有する当社の株式数
20,064株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行
1998年10月	当社入社
1999年 6月	当社取締役ロジスティクス本部副本部長
2000年 4月	当社取締役経営統括本部長
2003年 7月	当社取締役専務執行役員経営統括本部長
2006年 6月	当社代表取締役社長執行役員
2013年 7月	当社代表取締役社長
2015年 6月	当社代表取締役会長 CEO（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田中通泰氏は、代表取締役会長CEO（最高経営責任者）として、グループ経営全体を統括しております。豊富な経験と実績に裏打ちされた高い見識に基づき、亀田製菓グループ中期経営計画の策定を指揮し、強いリーダーシップによって計画を遂行しております。また、過半数が独立性の高い社外取締役で構成する取締役会の導入など、ガバナンスの強化にも努めてまいりました。以上のことから、同氏を当グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

田中通泰氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号 2

佐藤（さとう） 勇（いさむ）（1954年1月23日生） 再任

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
11年

所有する当社の株式数
10,218株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年	3月	当社入社
1998年	2月	HAIHA-KAMEDA JOINT VENTURE CO.,LTD.（ベトナム）取締役社長
2003年	7月	当社執行役員総務部長
2005年	7月	当社常務執行役員総務部長
2006年	7月	当社常務執行役員経営統括本部長
2007年	6月	当社取締役常務執行役員経営統括本部長
2012年	6月	当社代表取締役副社長
2012年	7月	当社代表取締役副社長執行役員米菓事業グループ統括
2013年	7月	当社代表取締役副社長
2015年	6月	当社代表取締役社長 COO（現任）

■ 取締役候補者とした理由

佐藤勇氏は、代表取締役社長COO（最高執行責任者）として、グループ経営全体の業務執行を統括しております。2012年に代表取締役副社長に就任して以来、豊富な経験と強いリーダーシップにより、国内米菓事業を中心に売上の拡大に努めるとともに、高収益体制の実現と企業価値の一層の向上に努めてまいりました。以上のことから、同氏を当グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

佐藤勇氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号 3

こいずみ なおこ 古泉 直子（1970年6月8日生）

再任

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
15年

所有する当社の株式数
304,844株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月　当社入社
2000年 2月　当社開発本部長
2003年 6月　当社取締役商品開発本部長
2003年 7月　当社取締役執行役員商品開発本部長
2006年 7月　当社取締役執行役員経営統括本部副本部長
2007年 7月　当社取締役常務執行役員管理本部長
2008年 7月　当社取締役常務執行役員新規事業担当
2012年 7月　当社取締役常務執行役員米菓事業グループカスタマーサービス部長
2013年 7月　当社取締役米菓事業グループ品質保証部長
2014年 6月　当社取締役品質保証部長
2017年 6月　当社取締役新規事業グループ統括
2018年 4月　当社取締役お米研究所長（現任）

（重要な兼職の状況）

尾西食品株式会社取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

古泉直子氏は、商品開発本部長、新規事業担当、品質保証部長等を歴任し、女性の価値観・発想を活かした商品開発やお客様に安全・安心な商品をお届けする仕組みづくりに取り組んでまいりました。2017年6月より新規事業の責任者として、米菓の基礎研究及び乳酸菌事業の拡大に取り組み、2018年4月からはお米研究所の責任者として、研究所のコーポレートラボ化を推進しております。以上のことから、同氏を当グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

古泉直子氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号 4

さかもと まさもと 坂本 正元 (1941年1月1日生)

再任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
12年

所有する当社の株式数
2,795株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月　富士ゼロックス株式会社入社
1988年 1月　同社取締役中部営業事業部長
1992年 1月　同社常務取締役
1993年 1月　同社代表取締役専務
1996年 1月　同社代表取締役副社長
1998年 1月　同社代表取締役社長
2002年 6月　同社相談役
2006年 6月　当社社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由

坂本正元氏は、富士ゼロックス株式会社の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会では現場を重視した考え方から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。以上のことから、独立社外取締役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

坂本正元氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、坂本正元氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。

■ 責任限定契約

当社は、坂本正元氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

候補者番号 5

関（せき） 誠夫（のぶお）（1944年9月21日生）

再任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
4年

所有する当社の株式数
1,940株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月　千代田化工建設株式会社入社
1992年 4月　米国千代田インターナショナル・コーポレーション副社長
1997年 6月　千代田化工建設株式会社取締役
1998年 6月　同社常務取締役
2000年 8月　同社代表取締役専務
2001年 4月　同社代表取締役社長
2007年 4月　同社取締役会長
2009年 4月　同社相談役
2014年 6月　当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

帝人株式会社社外取締役
株式会社ウェザーニューズ社外取締役
横河電機株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

関誠夫氏は、千代田化工建設株式会社の代表取締役社長、取締役会長を歴任しており、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会では企業経営全般の品質向上の観点から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。以上のことから、独立社外取締役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

関誠夫氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、関誠夫氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。
同氏は過去に当社の取引先である千代田化工建設株式会社の業務に携わっておりましたが、2009年4月の同社相談役就任以降は、同社の社内業務執行には直接携わっておりません。

■ 責任限定契約

当社は、関誠夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

候補者番号 6

つつみ ただす 堤 殿 (1945年1月25日生)

再任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
4年

所有する当社の株式数
749株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月　東洋水産株式会社入社
1989年 6月　同社取締役
1993年 6月　同社常務取締役
1999年 4月　同社代表取締役専務
2003年 6月　同社代表取締役社長
2012年 6月　同社代表取締役会長（現任）
2014年 6月　当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

堤殿氏は、現在東洋水産株式会社の代表取締役会長であり、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会では同じ食品企業の現経営者として、特に国内外の食品市場に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。以上のことから、独立社外取締役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

堤殿氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、堤殿氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。
同氏は、東洋水産株式会社の代表取締役会長であります。
同社と当社の間には、2017年度において製品原材料の仕入れ等の取引がありましたが、その取引額の割合は同社及び当社の連結売上高の0.1%未満であります。

■ 責任限定契約

当社は、堤殿氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

候補者番号 7

前田（まえだ） 仁（ひとし）（1950年2月1日生）

再任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
4年

所有する当社の株式数
112株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	麒麟麦酒株式会社 （現 キリンホールディングス株式会社）入社
2004年 3月	同社執行役員酒類営業本部マーケティング部長
2004年 9月	同社執行役員酒類営業本部企画部長
2006年 3月	同社執行役員国内酒類カンパニー戦略企画部長
2007年 3月	同社常務執行役員
2007年 3月	メルシャン株式会社代表取締役専務執行役員
2009年 3月	キリンビバレッジ株式会社代表取締役社長
2014年 6月	当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

前田仁氏は、メルシャン株式会社代表取締役専務執行役員、キリンビバレッジ株式会社代表取締役社長を歴任しており、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会では同じ食品企業の経営者として、特にマーケティングに関する豊富な経験から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。以上のことから、独立社外取締役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

前田仁氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、前田仁氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。

■ 責任限定契約

当社は、前田仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

候補者番号
8

マッケンジー ドナルド クラグストン
Mackenzie Donald Clugston (1950年6月19日生)

再任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

取締役在任年数
2年

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 6月　カナダ外務省入省
2000年 8月　同在大阪カナダ総領事館総領事
2003年 8月　同在日カナダ大使館公使（経済・商務）
2004年 8月　同在日カナダ大使館首席公使・副館長
2009年 8月　同駐インドネシアカナダ大使
2012年11月　同駐日カナダ大使
2016年 6月　当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

関西学院大学特別任期制教授
出光興産株式会社社外取締役
サッポロホールディングス株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

Mackenzie Donald Clugston氏は、長年にわたりカナダ外務省に勤務した外交官でありました。過去に直接企業の経営に関与されたことはありませんが、ビジネスや行政、国際渉外に精通し、駐日カナダ大使の経験を含む幅広い実績と見識を有しております。当社取締役会ではカナダ政府外交官としての豊富な経験・知識ならびに高い見識と監督能力に基づき、特に海外事業に関してグローバルな視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。以上のことから、独立社外取締役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

Mackenzie Donald Clugston氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、Mackenzie Donald Clugston氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。

■ 責任限定契約

当社は、Mackenzie Donald Clugston氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

候補者番号 9

小林（こばやし） 章（あきら） （1965年10月17日生） 新任

取締役会への出席状況
ー

取締役在任年数
ー

所有する当社の株式数
2,825株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社
2010年 7月	当社経営統括本部シニアマネージャー
2013年 7月	当社執行役員経営企画部長
2014年 6月	当社執行役員経営企画部長兼業務推進部長
2014年11月	当社執行役員業務推進部長
2016年 6月	当社常務執行役員米菓事業グループ生産本部長
2017年 6月	当社常務執行役員管理本部長
2018年 4月	当社常務執行役員 管理グループ統括兼経営企画本部長兼管理本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

小林章氏は、当社入社以来、生産・経理・経営企画等幅広い部門で業務に携わってまいりました。執行役員就任以降は、中期経営計画の策定や子会社の業績支援・指導を通してグループ経営の推進に貢献するとともに、中期経営計画に掲げた製造原価の低減に取り組んでまいりました。以上のことから、同氏を当グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

小林章氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号 10

三宅（みやけ） 峰三郎（みねさぶろう）（1952年7月22日生）

新任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
ー

取締役在任年数
ー

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴

1976年	4月	キユーピー株式会社入社
1996年	9月	同社横浜支店長
2002年	7月	同社家庭用営業本部長
2003年	2月	同社取締役
2010年	2月	同社常務取締役
2011年	2月	同社代表取締役社長
		株式会社中島董商店取締役
2017年	2月	キユーピー株式会社相談役
		株式会社中島董商店取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）
富士製薬工業株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

三宅峰三郎氏は、キユーピー株式会社で代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。特に食品企業の経営者としての経歴を通じて培われた知識及び経験を当社経営に活かしていただくため、同氏を新たに社外取締役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

三宅峰三郎氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

三宅峰三郎氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。
同氏は過去に、当社の取引先であるキユーピー株式会社の業務執行に携わっておりましたが、2017年2月の同社相談役就任以降は、同社の業務執行には直接携わっておりません。

■ 責任限定契約

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、三宅峰三郎氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定です。

第4号議案　監査役2名選任の件

監査役矢澤健一氏、湯原隆男氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

矢澤（やざわ）　健一（けんいち）　（1948年10月2日生）

再任　社外　独立役員

取締役会への出席状況
12回／13回（92%）

監査役会への出席状況
11回／13回（84%）

監査役在任年数
5年

所有する当社の株式数
127株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1967年 4月	株式会社第四銀行入行
2000年 6月	同行取締役総合企画部長
2004年 6月	同行常務取締役
2005年 6月	同行代表取締役常務
2007年 4月	同行代表取締役常務営業本部長
2008年 4月	同行代表取締役専務
2011年 6月	同行代表取締役副頭取
2012年 6月	第四ジェーシービーカード株式会社代表取締役社長
	第四ディーシーカード株式会社代表取締役社長
2013年 6月	当社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社福田組社外取締役

■ 社外監査役候補者とした理由
矢澤健一氏は、長年にわたる金融機関経営者としての専門的な見識と豊富な経験を有しております。当社取締役会ではその専門的な見識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。以上のことから、社外監査役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外監査役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について
矢澤健一氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項
矢澤健一氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。
同氏は過去に、当社の主要取引先である株式会社第四銀行の業務執行に携わっておりましたが、2012年6月に同行を退職しており、同行の影響を受ける立場にはありません。

■ 責任限定契約
当社は、矢澤健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

候補者番号 2

湯原 隆男（ゆはら たかお）（1946年6月7日生）

再任 社外 独立役員

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

監査役会への出席状況
13回／13回（100%）

監査役在任年数
4年

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1969年 4月　日本化学工業株式会社入社
1971年 5月　ソニー株式会社入社
2003年 6月　同社執行役常務兼グループCFO
2007年12月　株式会社ゼンショー（現 株式会社ゼンショーホールディングス）常務執行役員
2008年 6月　同社取締役
2011年 5月　同社常務取締役兼CFO
2014年 6月　当社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社レオパレス21社外監査役
長谷川香料株式会社社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

湯原隆男氏は、上場企業のCFO（最高財務責任者）として培ってきた豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会ではその豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。以上のことから、独立社外監査役として、継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外監査役候補者としました。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

湯原隆男氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、湯原隆男氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定です。

■ 責任限定契約

当社は、湯原隆男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

ご参考

社外役員の独立性判断基準

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、健全性と透明性のより一層の向上を図るため、取締役会では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性に関する基準を以下のように定めております。

【社外役員の独立性に関する基準】

社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社又はその連結子会社の出身者
2. 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
   ※当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者とは
   ① 直前事業年度における当該取引額が、連結売上高の2%以上の場合
   ② 当社又はその連結子会社が負債を負っている取引先で、直前事業年度末における全負債額が、連結総資産の2%以上の場合
3. 当社又はその連結子会社の主要な取引先又はその業務執行者
   ※当社又はその連結子会社の主要な取引先とは
   ① 直前事業年度における当該取引額が、連結売上高の2%以上の場合
   ② 当社又はその連結子会社に対して負債を負っている取引先で、直前事業年度末における全負債額が、連結総資産の2%以上の場合
   ③ メインバンク又はその業務執行者
4. 当社又はその連結子会社が議決権ベースで10%以上の株式を直接又は間接的に保有する企業等の業務執行者
5. 当社の主要株主（議決権ベースで10%以上の株式を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
6. 当社又はその連結子会社から多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
   ※多額の寄付とは
   直前事業年度において年間1,000万円又は当該組織の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える場合
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 当社又はその連結子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
9. 過去５年間において、上記２.から８.までのいずれかに該当していた者
10. 上記１.から９.までのいずれかに該当する者の二親等内の親族又は同居の親族
11. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注）上記２.から７.までの「業務執行者」においては「重要な業務執行者」、８.に所属する者においては「重要な業務執行者」及びその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。

第5号議案　補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

土田（つちだ）　亮（りょう）　（1968年7月4日生）

再任　社外　独立役員

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴

2002年 4月　東亜大学助教授
2003年 4月　名城大学法学部助教授
2008年 4月　大宮法科大学院大学准教授
2010年 1月　弁護士登録
　　法律事務所フロンティア・ロー所属（現任）

（重要な兼職の状況）

専修大学法学部教授
株式会社りそな銀行社外監査役

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

土田亮氏は、弁護士であるとともに会社法研究者としての幅広い見識を有しております。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通し、必要な知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 候補者と当社との間の特別の利害関係について

土田亮氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

■ 独立性に関する事項

当社は、土田亮氏が社外監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届出る予定です。

■ 責任限定契約

当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、土田亮氏が社外監査役に就任した場合、当該契約を締結する予定です。

（注）土田亮氏の戸籍上の氏名は寺西亮です。

第6号議案　取締役賞与支給の件

2017年度末時点の取締役8名のうち、社外取締役5名を除く取締役3名に対し、2017年度の連結業績等を勘案して、取締役賞与総額5,200万円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

ご参考 ● 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針と手続き

取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針と手続き

社外取締役を除く取締役の報酬については、基本報酬と各期の業績に基づき決定される賞与により構成しております。

基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。また、賞与については、当期の連結営業利益及び連結自己資本当期純利益率(ROE)などを参考に、その総額を毎年株主総会に上程する仕組みとしております。

社外取締役、監査役(社内及び社外)の報酬は、それぞれ定額とし、賞与の支給はありません。

中長期的な業績連動報酬、現金報酬と自社株報酬の割合

中長期的な業績連動報酬や自社株報酬については、現在、実施しておりません。

業務執行取締役は現在、取締役８名のうち３名ですが、業績に基づいた賞与を株主総会に上程し支払う現行の制度で適切であると考えております。

これら報酬制度の在り方については、今後の環境変化も踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

以上

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

ご参考 連結業績ハイライト

(単位:百万円)

売上高

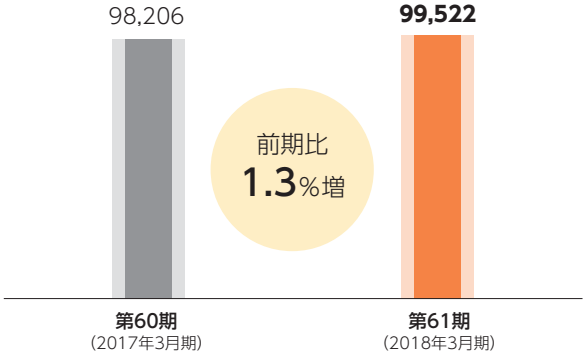

営業利益

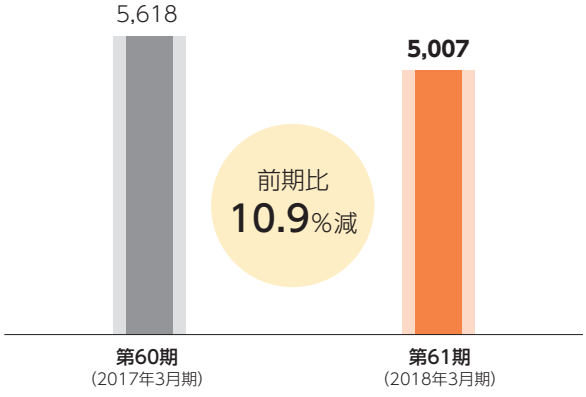

経常利益

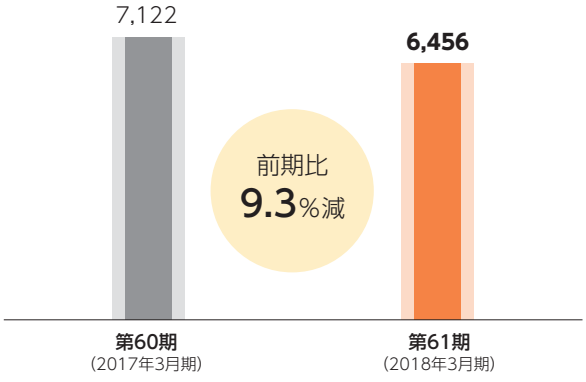

親会社株主に帰属する当期純利益

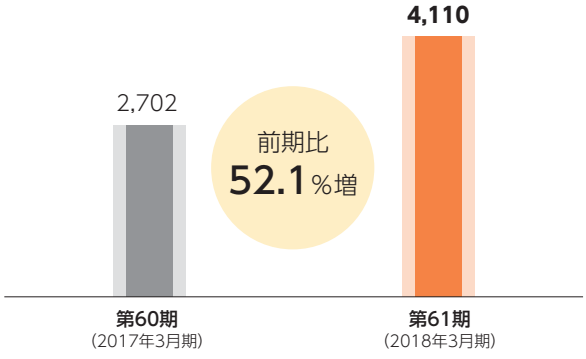

1. 企業集団の現況／当事業年度の事業の状況

■ 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外における不安定な政治情勢等の不確実性を抱えながらも、企業収益や雇用環境の改善などを背景として、景気は緩やかな回復基調が続きました。

所得環境の改善を受け、個人消費は緩やかな持ち直しの動きを見せましたが、食品業界においては、お客様による選択的消費の色合いが強まり、企業間競争の激化が見られました。

このような状況下、当グループは、中期経営計画で目指すべき姿として掲げた「グローバル・フード・カンパニー」の実現に向けて、海外事業と新規事業を中心とした「成長の加速」、国内米菓事業のブランド集約及び原価改善などによる「構造改革」、そしてこれらの取り組みを支える「経営基盤の強化」の3つを戦略の柱とし、ブランド力の更なる強化と企業価値の向上に努めてまいりました。

中期経営計画の最終年度となる2017年度は、国内市場における競争激化等の当社を取り巻く環境変化、米国連結子会社の改革の遅れ等、戦略の進捗状況を踏まえた軌道修正の中で、業績の向上を目指しました。

国内米菓事業については、ブランド維持・向上の観点から、価格競争とは一線を画し、主力ブランドに経営資源を集中投下する方針のもと、重点的な販売促進活動を展開、これにメディア露出効果の後押しもあり、安定的に推移しました。また、多様化するお客様ニーズに柔軟に対応するため、からだを気づかいながら、毎日のおやつをおいしく楽しく食べていただけるよう『亀田のおいしくオフ習慣』シリーズを立ち上げ、塩分や糖質を抑えた商品ラインアップの拡充を図りました。加えて、eコマースへの取り組み強化により、販売ルートの拡大を図りました。

これらの取り組みの結果、主力11ブランドの売上高

ご参考 数字で見る亀田製菓グループ

(注)1. 日本市場でのシェアは、全日本菓子協会推定米菓生産金額より算出しております。
2. 2018年6月にLYLY KAMEDA CO.,LTD.(カンボジア)の設立を予定しております。

は「亀田の柿の種」「つまみ種」「うす焼」「ソフトサラダ」「ぽたぽた焼」「揚一番」が好調に推移し前期実績を上回る一方、効率性重視の観点より、製品アイテム数を抑制したことなどから「ハッピーターン」「亀田のまがりせんべい」「手塩屋」「技のこだ割り」「ハイハイン」は前期実績を下回る結果となりました。

海外事業については、第1四半期において、米国の連結子会社であるMary's Gone Crackers, Inc.が記録的大雨による近隣ダム決壊危機からの回復に時間を要したこともあり、売上高は前期実績を下回りました。

新規事業については、長期保存食における前期の一時的需要の反動減はあるものの、食糧の備蓄需要は安定的に推移しており、商品ラインアップの拡充を図ることで需要を喚起しました。

以上の結果、売上高は99,522百万円(前期比1.3%増)となりました。

利益については、国内米菓の製品アイテム数の適正化による生産の効率化や販売促進費等各種費用の絞り込みに努めたものの、主原料である国産米や輸入原材料の価格高騰、更には、米国子会社における気象要因による業績影響や、新工場移転に向けた統合コスト増が重なり、営業利益は5,007百万円(前期比10.9%減)となりました。

また、持分法適用関連会社であるベトナムのTHIEN HA KAMEDA, JSC.が、新商品の発売に取り組んだほか、米国法人税の減税に伴いTH FOODS, INC.の持分法による投資利益が増加した結果、経常利益は6,456百万円(前期比9.3%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、過年度決算訂正に関する一時的な費用発生はあったものの、前期、米国の連結子会社におけるのれん等について減損損失を計上していたことから4,110百万円(前期比52.1%増)となりました。

主力ブランド数

従業員数

女性比率

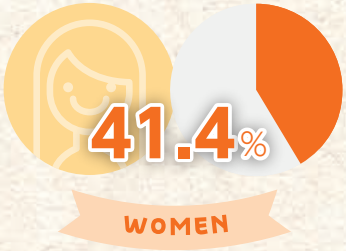

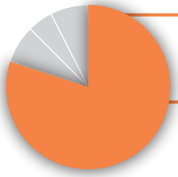

国内米菓事業

売上高構成比率 **80.1%**

売上高	営業利益
79,732百万円 (前期比 0.6%増)	5,698百万円 (前期比 3.7%減)

営業利益率7.1%

主力11ブランド

主力4ブランド

当期の概況

- 「ハッピーターン」等主力ブランドの一部は減収となりましたが、「亀田の柿の種」のメディア露出効果もあり、売上高は前期比増収となりました。
- 営業利益においては、製品アイテム数の適正化による生産の効率化やコスト削減に努めたものの、国産米価格の上昇や輸入原材料の高騰により、前期比減益となりました。

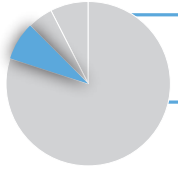

海外事業

売上高構成比率 **7.5%**

売上高	営業利益
7,448百万円 (前期比 2.1%減)	△1,578百万円 (前期比 −)

※「海外事業」は、海外子会社に加え、国内の輸出入取引を含んでおります。

当期の概況

- 北米市場においては、Mary's Gone Crackers, Inc.が近隣ダム決壊危機を受けた避難命令による操業停止の影響及び新工場移転に向けた統合コストにより、前期比減収減益となりました。
- アジア市場においては、タイの生産拠点を起点とした米国向けクロスボーダー取引(BtoB)に注力、中国では国内販売の拡大に向けて「柿の種」のリニューアルを行いましたが、前期比減収減益となりました。

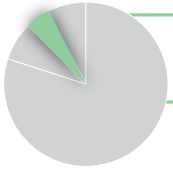

新規事業

売上高構成比率 **5.0%**

売上高	営業利益
4,999百万円 **(前期比 3.4%減)**	**424百万円** **(前期比 31.1%減)**

営業利益率8.5%

植物性乳酸菌「K-1」

植物性乳酸菌「K-2」

※「新規事業」の主な内容は、長期保存食や植物性乳酸菌などであります。

当期の概況

- 食糧の備蓄需要は安定的に推移しているものの、長期保存食は前期の一時的需要の反動を受け、前期比減収減益となりました。
- 植物性乳酸菌の販売に関しては、販売体制の強化に伴い、顧客との関係を強化したことで前期比増収増益となりました。

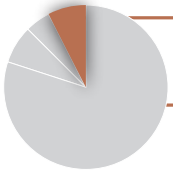

その他

売上高構成比率 **7.4%**

売上高	営業利益
7,340百万円 **(前期比 18.6%増)**	**462百万円** **(前期比 27.3%増)**

営業利益率6.3%

※「その他」の主な内容は、貨物輸送などであります。

当期の概況

- 亀田製菓グループ外の菓子・日用品の共配及び幹線輸送の拡大に取り組み、売上高は前期比増収となりました。営業利益においては、燃料費の上昇及びドライバー不足等の影響もありましたが、収益改善に向けた取り組みを進めた結果、前期比増益となりました。

財産及び損益の状況

		第57期 (2014年3月期)	第58期 (2015年3月期)	第59期 (2016年3月期)	第60期 (2017年3月期)	**第61期 (2018年3月期)**
売上高	(百万円)	92,832	94,849	97,316	98,206	**99,522**
営業利益	(百万円)	2,991	4,001	4,579	5,618	**5,007**
売上高営業利益率	(%)	3.2	4.2	4.7	5.7	**5.0**
経常利益	(百万円)	4,215	5,127	6,108	7,122	**6,456**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,400	3,317	3,953	2,702	**4,110**
1株当たり当期純利益	(円)	113.83	157.32	187.51	128.17	**194.95**
総資産	(百万円)	66,130	67,167	72,597	72,606	**77,282**
純資産	(百万円)	37,726	43,000	43,451	44,319	**48,005**
1株当たり純資産	(円)	1,760.06	2,011.81	2,046.26	2,092.11	**2,267.58**
自己資本比率	(%)	56.1	63.2	59.4	60.8	**61.9**
自己資本当期純利益率(ROE)	(%)	6.8	8.3	9.2	6.2	**8.9**
総資産経常利益率(ROA)	(%)	6.4	7.7	8.7	9.8	**8.6**
EBITDA(注)	(百万円)	7,285	8,535	9,216	10,341	**9,153**
EBITDAマージン	(%)	7.8	9.0	9.5	10.5	**9.2**

(注) EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却額

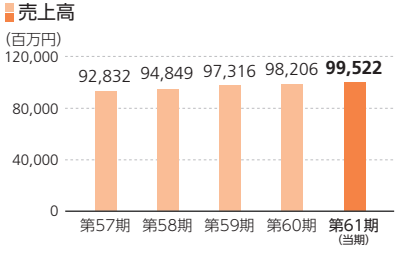

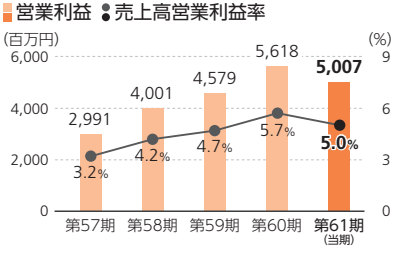

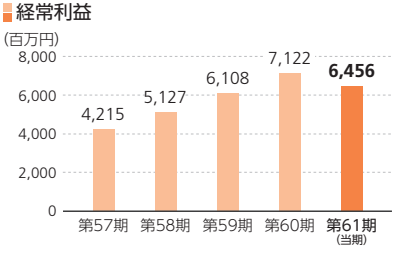

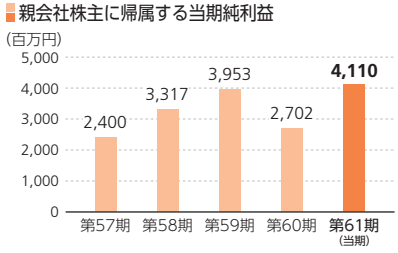

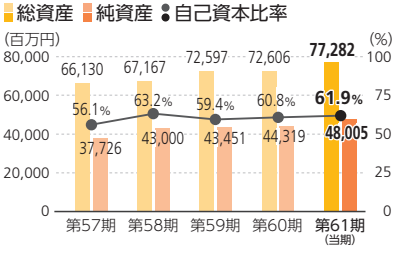

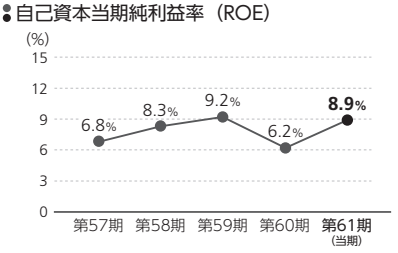

ご参考

社会貢献活動（CSR活動）への取り組み

多様な働き方を支援する取り組み

●女性活躍の支援

➡2017年6月に「女性活躍推進法」に基づく優良企業の認定マーク「えるぼし（2段階目）」を取得しました。2020年までに女性管理職数を2014年の3倍にすることを目指し、女性従業員が能力を最大限に発揮できる環境作りに取り組んでまいります。

●仕事と家庭の両立支援

➡育児、介護、配偶者の転勤などにより退職した従業員に復職する機会を優先的に設ける、ハッピーリターン制度（退職者復職登録制度）を導入しています。

●フレキシブルな働き方を支援

➡スタッフ職を対象に、コアタイムを設けないフルフレックス制度を導入しています。

地域貢献に関する取り組み

●アルビレックス新潟

➡当社は1996年以来、プロサッカークラブアルビレックス新潟の活動を支援しております。

2017年度は笑顔あふれる満員のスタジアムづくりを目指す企画「ハッピーターンプロジェクト」を両社の共同活動として実施しました。

●アスリート社員

➡2017年4月にアルビレックス新潟レディースに所属する2名が入社しました。アスリート社員制度はスポーツ選手及びアルビレックス新潟への支援を目的とし、サッカーと業務の両立が行えるような勤務体系となっております。

環境に関する取り組み

●モーダルシフトを推進

➡トラック輸送からCO_2排出量の少ない鉄道貨物輸送に切り替えるモーダルシフトを推進し、「エコレールマーク」取り組み企業として認定されております。

対処すべき課題

当グループは、自然の恵みを活かし、「健康」「おいしさ」「感動」を創造することにより、世界の人々の生活に喜びと潤いをお届けし、より豊かな社会に貢献することを使命と考えております。

米菓で培った伝統の技を革新し、各地の食文化と調和することを通じて、世界の人々に愛されるブランドとなることを目指し、以下の課題に取り組んでまいります。

2015～2017年度　中期経営計画の総括

当社は、2017年度までの中期経営計画において、海外及び新規事業の拡大を通じた「成長の加速」、国内米菓事業のブランド集約及び原価改善を通じた収益力強化を目指す「構造改革」、そしてこれらの取り組みを支える「経営基盤の強化」を戦略の柱に据えて、「グローバル・フード・カンパニー」の実現に向けて取り組んでまいりました。

「成長の加速」においては、米国の連結子会社Mary's Gone Crackers, Inc.を核とした健康需要の取り込み、アジア地域でのインド合弁会社Daawat KAMEDA (India) Private Limitedの設立などに取り組みました。

「構造改革」においては、国内米菓事業における、ブランド集約や、柿の種の価格戦略に取り組みました。

「経営基盤の強化」においては、ガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、海外子会社との人事交流等、グローバル人材の育成を図りました。

これら施策の着実な実行の一方で、原材料価格の高騰や、米国での自然災害の発生等、環境変化への対応力に課題を残し、「グローバル・フード・カンパニー」の実現に向けた取り組みは、道半ばと言えます。

次期中期経営計画においては、こうした認識のもと、より中長期視点での成長戦略、構造改革を実行し、「グローバル・フード・カンパニー」の実現と持続的な成長を目指してまいります。

亀田製菓グループ中期経営計画「Changing gears2023」（2018年度～2023年度）

2018年度からの新中期経営計画においては、食品業界を取り巻く環境変化を踏まえ、“美味しく からだに良いものを選び、食べ、楽しむ、健やかなライフスタイルへの貢献”を示す “Better For You”の観点からお客様価値を提供し、「グローバル・フード・カンパニー」の実現を追求してまいります。

2030年度には、“あられ、おせんべいの製菓業”から“Better For Youの食品業”へと進化すべく、2023年度までの長期視点で構造改革を実行し、スピードをあげて持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

Better For You KAMEDA

「グローバル・フード・カンパニー」の追求　Changing gears 2023

	2017年度実績		2020年度計画		2023年度計画		CAGR (2017 VS 2023)
	(百万)	(%)	(百万)	(%)	(百万)	(%)	(%)
連結売上高	99,522		113,000		130,000		4.6
営業利益	5,007		9,000		13,000		17.2
営業利益率		5.0		8.0		10.0	
EBITDA	9,153		14,400		19,200		
EBITDAマージン		9.2		12.7		14.8	
ROE		8.9		11.5		12.0	
海外売上高比率※		25.3		29.2		31.4	

※持分法適用会社を含む総事業規模ベース

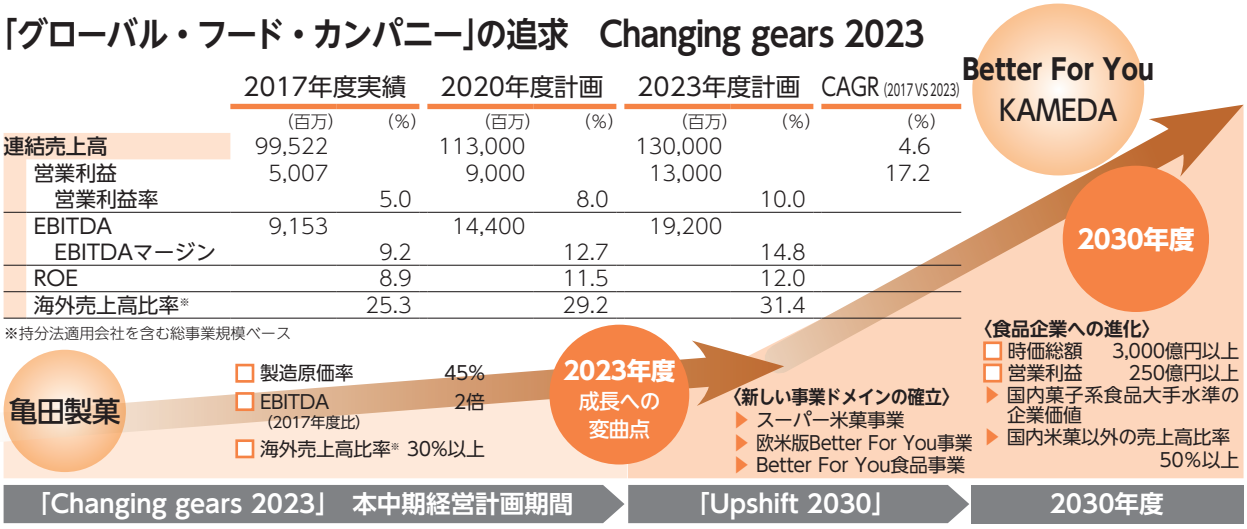

2023年度までの中期経営計画期間では、米国事業、食品事業を中心とした「事業領域の拡大」と、国内米菓事業のブランド集約、ポートフォリオ強化及び製造原価改善を中心とした「コスト・収益構造の転換」、そしてそれらの取り組みを支える「経営基盤の強化」の3つを戦略の柱としております。中期経営計画の骨子は以下のとおりであります。

中期経営計画の骨子

事業領域の拡大
- Mary's Gone Crackers, Inc.を核とした米国版Better For You需要の取り込み
- 海外ネットワークを活かしたクロスボーダービジネスの拡大
- 美味しく健康価値ある商品を提供する国内食品事業の本格展開
- M&Aの実行を契機とした業容の拡大

コスト・収益構造の転換
- ブランド集約と新商品育成によるポートフォリオ再構築
- 営業改革による高効率営業体制の構築
- 先進的な生産方式導入、効率化投資による製造原価率の低減

経営基盤の強化
- グローバルガバナンス体制の強化、グローバル人材育成の加速
- ESGへの取り組み強化
- コーポレートラボによるイノベーション創出力の向上と、技術応用の加速

2018年度の取り組み

- ブランドを軸とした需要創造、生産・販売部門一体となった原価低減
- 北米市場の生産基盤構築と成長戦略の推進
- クロスボーダー取引拡大に向けた基盤整備とアジア現地市場開拓の継続
- 主食米事業からの撤退、Better For You食品等新事業への経営資源投入

設備投資及び資金調達の状況

■ 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の内訳は、次のとおりであります。

	第60期 (2017年3月期)	第61期 (2018年3月期)	増減	
			増減額	増減率
設備投資額(百万円)	9,917	7,466	△2,450	△24.7%

当連結会計年度の主な投資内容は、亀田製菓株式会社の亀田、水原、白根の各工場における増産及び生産性向上のための合理化投資及び安全安心な生産環境構築のための工場の改修工事等であります。

なお、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却・撤去又は滅失はありません。

■ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入れによる資金調達を行いました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社第四銀行	1,975百万円
株式会社みずほ銀行	3,900百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,291百万円

(注) 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更しております。

従業員の状況 (2018年3月31日現在)

■ 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,428(1,371)名	+276(△341)名

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

■ 当社の従業員の状況

	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	998(268)名	△11(+33)名	44.7歳	21.8年
女性	544(347)名	△10(+10)名	43.3歳	22.7年
合計	**1,542(615)名**	**△21(+43)名**	**44.2歳**	**22.1年**

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な事業内容（2018年3月31日現在）

当グループは主としてお米を原料とした米菓の製造販売を行っております。また、米菓のほかに「お米」を素材とした製品開発及び製造販売を行っております。

● **菓子の製造販売事業**
（主要部門）
菓子の製造販売/貨物運送、倉庫

主要な事業所等（2018年3月31日現在）

亀田製菓株式会社	
本　社	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
Ｒ＆Ｄセンター	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
東京オフィス	東京都中央区入船３丁目3番8号
支　店	広域（東京都）　東日本（宮城県）　北関東（新潟県）　東京東（東京都）　東京西（東京都） 中部（愛知県）　関西（大阪府）　西日本（福岡県）
工　場	亀田工場（新潟市江南区）　白根工場（新潟市南区）　水原工場（新潟県阿賀野市）

重要な子会社の状況（2018年3月31日現在）

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アジカル株式会社	新潟県新潟市江南区	200百万円	100.0%	菓子の製造販売
とよす株式会社	大阪府池田市	73百万円	89.4%	菓子の製造販売
株式会社日新製菓	栃木県宇都宮市	100百万円	99.0%	菓子の製造販売
青島亀田食品有限公司	中国 山東省	12,500千米ドル	100.0%	菓子の製造販売
KAMEDA USA, INC.	米国 カリフォルニア州	3,000千米ドル	100.0%	菓子の製造販売
THAI KAMEDA CO., LTD.	タイ国 サムットプラカーン県	293,640千THB	100.0%	菓子の製造販売
Mary's Gone Crackers, Inc.	米国 ネバダ州	36千米ドル	95.7%	菓子の製造販売
尾西食品株式会社	東京都港区	30百万円	100.0%	食料品の製造販売
新潟輸送株式会社	新潟県新潟市江南区	200百万円	100.0%	貨物運送、倉庫
亀田トランスポート株式会社	新潟県新潟市江南区	90百万円	100.0% (100.0%)	貨物運送
株式会社エヌ.エイ.エス	新潟県阿賀野市	190百万円	55.7% (55.7%)	自動車の販売、修理

（注）1．「当社の議決権比率」欄の（　）内は間接所有を示し内数であります。
2．2018年6月にLYLY KAMEDA CO., LTD.（カンボジア）の設立を予定しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は連結子会社であるTHAI KAMEDA CO., LTD.(以下、TKD社)において棚卸資産の在庫金額が過大に計上されていることが判明したため、独立調査委員会を設置し、全容把握と原因の究明を行いました。

同委員会による調査結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに同施策を速やかに実施いたしました。

今後もグループガバナンスの強化とコンプライアンス意識の徹底にグループ全体で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

再発防止策の具体的な内容は以下のとおりであります。

1. TKD社における内部統制構築のための対応
   ①経営者としての意識と執行能力を持った人材の採用・登用
   ②経理業務に対する具体的なチェック体制の構築
   ③棚卸資産の管理に関する業務フローの確立・徹底
   ④実在庫と会計帳簿の差異の定期的な把握
2. 海外事業部の意識及び能力の向上と組織の強化
3. 監査部の海外子会社に対する監査機能の強化
4. 海外事業部、経理部、監査部等の連携強化
5. 全役職員のコンプライアンス意識の徹底

また、この度の事態を厳正かつ真摯に受け止め、当社取締役の経営責任を明確にするため、代表取締役の役員報酬を月額30%(3か月間)減額いたしました。

2. 会社の現況

株式の状況（2018年3月31日現在）

発行可能株式総数	59,251,000株
発行済株式の総数	22,318,650株
株主数	11,320名 （前期末比204名増加）

大株主　（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エイケイ	2,102千株	9.96%
ＫＡＭＥＤＡ共栄会	1,920千株	9.10%
株式会社第四銀行	1,039千株	4.92%
株式会社みずほ銀行	762千株	3.61%
亀田製菓従業員持株会	520千株	2.46%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	422千株	2.00%
株式会社原信	414千株	1.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	414千株	1.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	393千株	1.86%
キッコーマン株式会社	347千株	1.64%

（注）1．当社は自己株式1,234千株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

株主分布状況

所有株式数

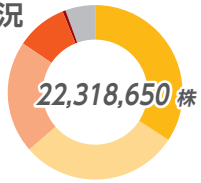

	株式数	比率
その他国内法人	7,652千株	34.2%
個人・その他	6,598千株	29.5%
金融機関	4,656千株	20.8%
外国法人・外国人	2,088千株	9.3%
証券会社	88千株	0.3%
自己名義株式	1,234千株	5.5%

株主数

	株主数	比率
その他国内法人	161名	1.4%
個人・その他	10,961名	96.8%
金融機関	41名	0.3%
外国法人・外国人	132名	1.1%
証券会社	24名	0.2%
自己名義株式	1名	0.0%

ご参考

当社が保有する株式に関する事項　（2018年3月31日現在）

当社の政策保有に関する方針

当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持、従業員退職金支給の安定化など政策的な目的により株式を保有することとしております。

当社の政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、適切な議決権行使が投資先企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況等（2018年3月31日現在）

■基本的な考え方

当社は、1957年の会社設立時に制定された社是、経営理念及び経営基本方針を創業の精神とし、今後のグローバル展開に備え、当社の果たすべき使命と目指す姿を「亀田製菓グループ“ミッション・ビジョン”」として、グループの共有すべき新たな基軸として明示しております。

これらの考え方に基づき、当社は創業以来一貫して企業経営のあるべき姿を志向し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることにより、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を築き、社会の要請に応えることで、事業の発展と企業価値の向上を目指します。

※社是、経営理念、経営基本方針、亀田製菓グループ“ミッション・ビジョン”は、本招集ご通知の1ページに掲載しております。

ご参考

■体制図

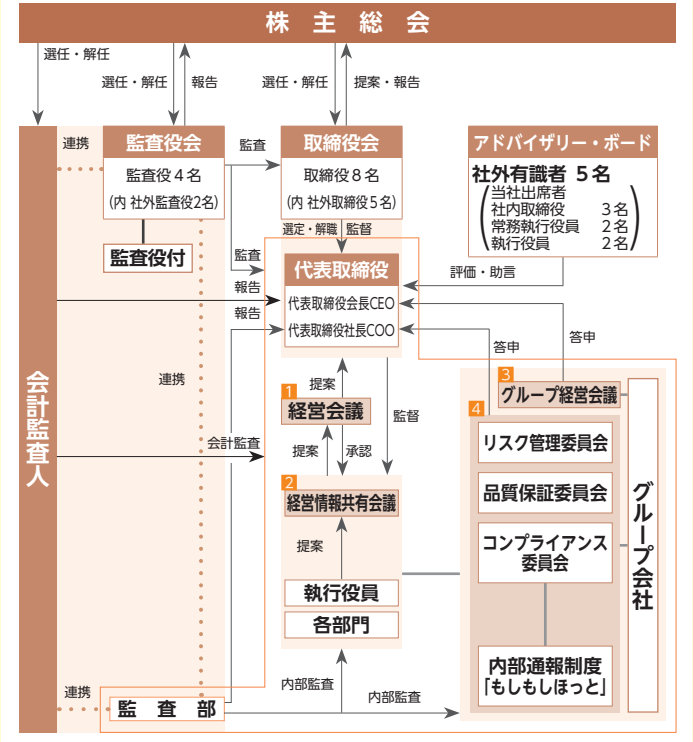

■現在の体制の特徴

当社は、グローバル化等に伴うリスクの高まりに対し健全に牽制する経営体制の構築・社外取締役による高度なモニタリングモデルの実現を図るため、自主判断により、取締役会について3分の1以上を独立性の高い社外取締役で構成するとともに、経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。さらに、監査役会設置会社として、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監査・監視機能の強化を図っております。

また、社外の有識者によるアドバイザリー・ボードを定期的に開催し、事業戦略やグループ経営全般に対して、代表取締役は評価・助言を受けております。

1 経営会議

原則として週１回開催し、取締役（社外取締役を除く）及び常務執行役員等で、業務執行に係る重要事項の決定や、取締役会への付議事項の審議を行っております。

2 経営情報共有会議

原則として週１回開催し、重要な情報を取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部門長で共有し、課題の抽出・確認を行っております。

3 グループ経営会議

原則として四半期に1回開催し、社外役員を除く取締役及び監査役などとグループ各社の社長とで構成し、グループ各社の業務執行状況の報告を受ける他、内部統制の強化等グループ共通の課題について討議を行っております。

4 リスク管理委員会・品質保証委員会・コンプライアンス委員会

各委員会はそれぞれ原則として四半期に１回以上開催することとし、グループ全体における品質保証、リスク管理、コンプライアンスの確保を目的として、グループにおける諸課題の解決にあたっております。

■ 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の社会的責任は、食品企業としてお客様に安全・安心でおいしい商品を召しあがっていただくことにあります。この責任を果たすために行動規範を制定し、取締役、監査役及び使用人の職務の執行における判断基準として周知・徹底を図ります。

② 当社は、品質保証委員会を設置し、定期的に品質保証の状況を評価・報告するとともに、当社及びグループ各社の商品の品質について横断的に改善・指導を行います。

③ 当社は、取締役、監査役及び使用人の法令遵守を目的としてコンプライアンス規程を整備し、周知と運用の徹底を図ります。

④ 当社は、取締役会への付議事項については事前に監査役会の審議を経ることとし、付議事項の法令・定款への適合を図ります。

⑤ 内部監査担当は、業務監査を通じて各部門における職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。

⑥ 当社及びグループ各社の取締役、監査役及び使用人の職務に関連する不法行為等について、外部の相談・連絡窓口を設置することにより、問題発生の未然の防止及び発生後の適切な対応を図ります。

⑦ 当社及びグループ各社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも利益の供与や不当な要求の受け入れを行わないこととし、すべての取締役及び使用人に周知・徹底を図ります。
また、反社会的勢力との直接的・間接的な取引を防止するため、必要な体制を整備・運用します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社の職務の執行に係る情報は文書保存規程に基づき保存し、監査役が求めた場合は随時これらを閲覧・複写することができます。

② 情報の管理については、セキュリティ確保の観点から情報管理規程等の規程を定め、運用を徹底するとともに定期的に管理状況の監査を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及びグループ各社は、危機管理規程及び危機管理マニュアルを整備し、重大な影響を与えるリスクの発生に対処するための体制の構築を図ります。

② 当社は、グループ全体のリスク管理にあたるとともに管理状況を定期的に評価し、改善・指導を行います。また、新たに可能性が生じたリスクに対しては、速やかに責任者を定めて対応を策定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会による経営監督と執行役員による業務執行の分担を図り、職務権限規程に基づき業務執行にあたります。また、業務執行に係る重要な意思決定は、経営会議による審議を経て取締役会に付議します。

② 当社は、予算管理規程に基づき業績を管理し、経営情報共有会議において進捗状況を確認するとともに、取締役会に定期的に報告します。

③ これら職務の執行を効率的に行うためにＩＴ技術を活用し、経営環境の変化に対して機動的な対応を図ります。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告することとしています。また、グループ経営会議を設置し、当該内容について共有します。

6. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社が定める危機管理規程は、グループ会社に適用されており、これに基づきグループ各社の特色に合わせた危機管理マニュアルを整備しています。

② 当社は、グループ会社全体のリスク管理にあたる担当部門を設置し、グループ各社のリスクの評価・改善・指導を行います。また、リスクの評価・改善・指導等が適切に行われるように、グループ各社のリスク情報について、迅速に報告されるよう窓口を一元化しています。

7. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、グループ会社に適用される職務権限規程を定め、グループ会社における重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議にて意思決定をすることとしています。それらを除いた業務執行については、グループ各社で定める職務権限規程に基づきグループ会社が自主的に業務執行にあたります。

② 当社が定める予算管理規程は、連結予算管理を求めており、経営情報共有会議及びグループ経営会議にて進捗状況を確認し、当社取締役会へ定期的に報告しています。

③ 当社は、グループ会社全体の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ全体でのＩＴ技術の活用を図ります。

8. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社が定める(もしくは設置する)行動規範、品質保証委員会、コンプライアンス規程、外部の相談・連絡窓口等は、グループ会社に適用されており、グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が適切になされる体制としております。

② 当社の内部監査の対象にはグループ会社を含んでおり、グループ会社における職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。

9. その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の内部統制システムに関する体制は、グループ全体での整備と運用を図ります。また、グループ全体の業績を確保するため、各社の目標と役割分担を明確化して職務の執行にあたります。

② 当社はグループ経営会議を設置し、重要事項の審議、業績の進捗報告、並びに情報の共有を行います。

③ 当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき内部統制システムを構築し、運用状況の定期的・継続的な評価・改善によってシステムの適正性・有効性を確保することとします。

④ 当社の監査役会は、会計監査人と協力してグループ各社の業務及び財務に関する監査を行い、各社の監査役とともに改善・指導にあたることでグループ全体の業務の適正化を図ります。

⑤ 当社の内部監査担当及び各部門責任者は、グループ各社の職務の執行にまつわる改善・指導を行い、グループ全体での品質保証体制及び法令遵守体制の構築を図ります。

10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、使用人を配置しています。

11. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動・人事評価等については、事前に監査役の合意を得るものとします。

12. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役より受けたその監査役の職務に必要な範囲内において、取締役、他の使用人の指揮命令は受けません。

13. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととします。

14. 子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととします。

15. その他監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができることとします。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ全体を対象とした公益通報者保護規程、外部の相談・連絡窓口を設置しており、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いは致しません。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士・公認会計士並びに各分野の専門家等を活用できることとし、必要な費用等については、当社が負担します。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人は、監査役の要請事項に対して積極的に協力します。また、監査役は、当社の重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要会議や情報資産について、原則として自由に参加・閲覧できることとします。

② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報の交換や業務執行状況の確認をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 内部統制システム全般

① 当社及び子会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当社の内部監査部門及び子会社管理部門が連携して、年間の監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

② 財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査部門が、「財務報告に係る内部統制評価に関する年度計画」に基づき、内部統制評価を実施しております。

③ 当社の連結子会社における「不正会計処理」が判明した後は、独立調査委員会を設置し、再発防止策を策定するとともに、同施策を速やかに実施しました。

2. コンプライアンス体制

① 当社及び国内子会社において「亀田製菓グループ行動規範」を制定し、役職員に「コンプライアンスガイドブック」を配付し、コンプライアンス意識の高い行動につなげるよう、周知・徹底を図っております。

② 国外子会社においては現地語に翻訳した「亀田製菓グループ行動規範」を配布し、より一層のコンプライアンス意識の周知・徹底を図りました。

③ 「亀田製菓グループ行動規範」を役職員にとってより身近なものにするため『7つのキーワード』を設定し、職場での掲示や唱和により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

④ コンプライアンス委員会は当事業年度に6回開催し、「亀田製菓グループコンプライアンス規程」に基づき、当社及びグループ各社のコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策を決定するとともに、万一重要な法令違反が発生し、或いは発生の恐れがある場合に、速やかに調査・是正・勧告等の措置を実施できる体制をとっております。

⑤ 法令違反・不正行為等の未然防止・早期発見を目的として、外部の法律事務所を通報・相談窓口として内部通報制度「もしもしほっと」を設置し、「コンプライアンスガイドブック」により従業員へ周知しております。通報・相談に関しては、直ちに当社の代表取締役社長COOに報告され、関連部署が責任を持って事実確認など調査を実施し、亀田製菓グループコンプライアンス委員会へ報告を行うとともに、調査結果に基づき、代表取締役社長COO又は担当取締役が必要な措置を決定しております。
また、「亀田製菓グループ公益通報者保護規程」により通報者が不利益な扱いを受けない旨を規定しております。

⑥ 当社の連結子会社における「不正会計処理」が判明した後は、再発防止策に基づき、全役職員に対してコンプライアンス意識のより一層の徹底に努めております。

3. リスク管理体制

① リスク管理への対応については当社のリスク管理委員会が中心となって行っており、当事業年度は4回開催しました。「亀田製菓グループリスク管理規程」に基づき、当社及びグループ各社の事業活動を継続するにあたって、経営に対し重大な影響を及ぼすと想定されるリスクの予見と未然防止策の検討を行うとともに、外部専門家を講師とする「危機管理セミナー」を開催し、役職員の危機対応への意識向上にも努めております。また、万一、係るリスクが現実のものとして顕在化した場合には、直ちに危機対策本部を設置し、「危機管理マニュアル」に定められた手順に沿って迅速に適切な対応と情報開示を行うこととしております。

② 品質リスク管理については、「亀田製菓グループ品質保証管理規程」に基づき、品質保証委員会が中心となって品質保証体制の強化を推進しております。当事業年度は同委員会を4回開催し、品質保証上の基本政策の審議や、品質安全確保の上での課題提起並びに改善結果の有効性確認などを行っております。さらに、グループ各社における品質保証体制の強化を目的に、グループ品質保証担当者会議を開催しております。当事業年度は同会議を2回開催し、グループ各社の課題の把握とその対応策の検討を行っております。なお、食品の安全を高いレベルで確保するための取り組みとして、グループ内の各工場において「FSSC22000」(食品安全マネジメントシステムの国際規格)の取得を推進しております。

③ 情報セキュリティリスクについては、情報の適切な保存・管理に向けた「文書保存規程」「個人情報保護管理規則」「亀田製菓グループ情報管理規程」「亀田製菓グループ情報システム規程」など各種規程を整備しております。また、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

4. 子会社の経営管理

① 子会社の経営管理については、当社の子会社管理部門が、子会社の経営管理及び指導、支援を行うとともに、「亀田製菓グループ会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行の重要度に応じて、当社の経営会議、取締役会の審議を経る体制を整備しております。

② 当社の代表取締役CEO、代表取締役COO以下、社外役員を除く取締役及び監査役などとグループ各社の社長とで構成する「グループ経営会議」において、グループ各社から業務執行状況の報告を受ける他、内部統制の強化等グループ共通の課題についての討議を行っており、当事業年度は4回開催致しました。また、代表取締役CEOが定期的にグループ各社の取締役会に陪席し、グループガバナンスの強化に努めました。

③ 当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを常勤監査役と連携して実施しております。

④ 当社の連結子会社における「不正会計処理」が判明した後は、当該子会社の内部統制の再構築を図るとともに、子会社管理関係部門間での連携強化及び各部門での研修の実施、内部監査部門の増員等を実施することで子会社の経営管理体制の強化に努めました。

5. 取締役の職務執行

① 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を13回開催した他、会社法第370条に基づく書面によるみなし決議を1回実施し、経営戦略及び予算の策定、設備投資その他の経営に関する重要事項を審議した他、当社及びグループ各社の月次経営成績の報告、経営目標の達成状況・経営課題及び対応策の確認を行う等、活発な議論を行っております。

② 取締役会は、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、独立性の高い社外取締役が過半数を占める構成となっており、「職務権限規程」に基づいて効率的な意思決定を行っております。また、原則、毎週1回経営会議を開催し、業務執行の重要な案件を取締役(社外取締役を除く)と常務執行役員とで審議・決定しております。さらに、同じく毎週1回経営情報共有会議を開催し、重要な情報を執行役員及び各部門長とで共有し、課題の抽出・確認をするとともに、取締役(社外取締役を除く)が業務執行のモニタリングを行っております。

6. 監査役の職務執行

① 監査役は、取締役会の他、常勤監査役においては経営会議、経営情報共有会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議体に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

② 監査役は、内部監査部門及び会計監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設ける他、合同での往査を行う等により、実効的な三様監査を実施しております。
当事業年度においては、内部監査部門と6回、会計監査人と12回、内部監査部門及び会計監査人との三者合同で3回、それぞれ情報交換会を実施しました。
また、監査役は、代表取締役との意見交換会も定期的に実施し、往査での気付き事項や経営課題全般について討議しており、当事業年度においては、3回実施しました。

③ 監査役会の直轄下に、監査役の職務を補助する専任のスタッフを1名配置し、取締役からの独立性を確保しております。

会社役員の状況（2018年3月31日現在）

■ 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	田　中　通　泰	
代表取締役社長 COO	佐　藤　　勇	
取締役	古　泉　直　子	新規事業グループ統括、尾西食品株式会社*取締役会長
取締役 社外	坂　本　正　元	
取締役 社外	関　　誠　夫	帝人株式会社社外取締役 株式会社ウェザーニューズ社外取締役 横河電機株式会社社外取締役
取締役 社外	堤　　殿	東洋水産株式会社代表取締役会長
取締役 社外	前　田　　仁	
取締役 社外	Mackenzie Donald Clugston	関西学院大学特別任期制教授 出光興産株式会社社外取締役 サッポロホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	荒　木　　徹	とよす株式会社*監査役 株式会社日新製菓*監査役
常勤監査役	近　藤　三千哉	アジカル株式会社*監査役 新潟輸送株式会社*監査役
監査役 社外	矢　澤　健　一	新潟県立歴史博物館館長 株式会社福田組社外取締役
監査役 社外	湯　原　隆　男	株式会社レオパレス２１社外監査役 長谷川香料株式会社社外監査役

（注）1. 当社は、取締役坂本正元、取締役関誠夫、取締役堤殿、取締役前田仁、取締役Mackenzie Donald Clugston、監査役湯原隆男の6氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役荒木徹氏は、長年当社の経理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 常勤監査役近藤三千哉氏は、金融機関勤務及び事業法人のCFO（最高財務責任者）を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役矢澤健一氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役湯原隆男氏は、上場企業のCFO（最高財務責任者）を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役及び監査役の兼職先に＊の記載がある会社は、当社の連結子会社であります。
7. 取締役古泉直子氏の担当は、2018年4月より、お米研究所長となっております。
8. 監査役矢澤健一氏は、2018年3月31日付で新潟県立歴史博物館館長を退任しております。

なお、当社では、取締役会による経営監督と業務執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。2018年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	担当
常務執行役員	小林 清二	米菓事業グループ統括
常務執行役員	小林 章	管理本部長
執行役員	藤崎 哲也	海外事業グループ北米統括
執行役員	古澤 紳一	経営企画本部長兼経営企画部長
執行役員	五十嵐 典明	経営企画本部関連事業部長
執行役員	真山 靖宏	米菓事業グループ営業本部関西支店長
執行役員	藤川 達史	米菓事業グループ営業本部西日本支店長
執行役員	田辺 真理	経営企画本部本部長付部長 兼THAI KAMEDA CO., LTD.社長
執行役員	大澤 敏志	海外事業グループ統括兼アジア統括兼海外事業部長
執行役員	横田 義博	米菓事業グループマーケティング部長
執行役員	五十嵐 晃	米菓事業グループ生産本部長
執行役員	塚本 肯志	米菓事業グループ営業本部長
執行役員	古泉 明男	米菓事業グループ商品開発本部長

(注)2018年4月1日付で、次のとおり執行役員の担当変更を行っております。

(氏名)	(異動後)	(異動前)
小林 清二	国内事業グループ付	米菓事業グループ統括
小林 章	管理グループ統括兼経営企画本部長兼管理本部長	管理本部長
古澤 紳一	国内事業グループ統括	経営企画本部長兼経営企画部長
五十嵐 典明	管理グループ経営企画本部関連事業部長	経営企画本部関連事業部長
真山 靖宏	管理グループ経営企画本部副本部長兼経営企画部長	米菓事業グループ営業本部関西支店長
藤川 達史	国内事業グループ営業本部西日本支店長	米菓事業グループ営業本部西日本支店長
田辺 真理	管理グループ管理本部副本部長兼THAI KAMEDA CO.,LTD社長兼システム開発部長	経営企画本部本部長付部長兼THAI KAMEDA CO.,LTD社長
大澤 敏志	海外事業グループ統括兼アジア統括	海外事業グループ統括兼アジア統括兼海外事業部長
横田 義博	国内事業グループ商品開発本部食品開発部長	米菓事業グループマーケティング部長
五十嵐 晃	国内事業グループ生産本部長	米菓事業グループ生産本部長兼生産改革プロジェクトシニアマネージャー
塚本 肯志	国内事業グループ営業本部長	米菓事業グループ営業本部長
古泉 明男	国内事業グループ商品開発本部長	米菓事業グループ商品開発本部長

ご参考

執行役員の選任方針と手続き (2018年3月31日現在)

当社執行役員は、取締役会で決定した経営の基本方針に基づき、経営・業務の執行を、責任をもって行う者と定義しており、その選任については、以下の基準に従って代表取締役会長CEOが候補者を提案し、取締役会で決議しております。

【執行役員の選任基準】

- 次の世代を担うことができる年齢で、心身ともに健康でバイタリティがあること。
- 組織のモチベーションを高めるリーダーシップを有し、責任をもって最後まで業務を遂行できること。
- 中長期的な経営戦略を具体化し、大胆にチャレンジして企業目的に貢献できること。
- 得意とする専門分野における豊富な能力・知識・経験・実績を有すること。
- 次世代の幹部候補育成に貢献できること。
- 執行役員の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。

■ 取締役及び監査役の報酬等の総額

		支給人数(名)	報酬(百万円)	賞与(百万円)	支給総額(百万円)
取締役	社外取締役を除く	3	91	52	143
	社外取締役	5	59	-	59
	計	8	150	52	202
監査役	社外監査役を除く	2	33	-	33
	社外監査役	2	23	-	23
	計	4	56	-	56
	合計	12	207	52	259

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役5名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。
2. 2010年6月23日開催の第53期定時株主総会において、取締役の報酬額は月額22百万円以内、監査役の報酬額は月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の賞与は、2017年度の業績等を勘案したものであり、2017年度末時点の社外取締役を除く取締役3名に対し、本株主総会の第6号議案「取締役賞与支給の件」の承認を得ることにより支払う予定の額であります。

ご参考

取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針と手続き

社外取締役を除く取締役の報酬については、基本報酬と各期の業績に基づき決定される賞与により構成しております。

基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。また、賞与については、当期の連結営業利益及び連結自己資本当期純利益率（ROE）などを参考に、その総額を毎年株主総会に上程する仕組みとしております。

社外取締役、監査役（社内及び社外）の報酬は、それぞれ定額とし、賞与の支給はありません。

中長期的な業績連動報酬、現金報酬と自社株報酬の割合

中長期的な業績連動報酬や自社株報酬については、現在、実施しておりません。

業務執行取締役は現在、取締役8名のうち3名ですが、業績に基づいた賞与を株主総会に上程し支払う現行の制度で適切であると考えております。

これら報酬制度の在り方については、今後の環境変化も踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

■ 社外役員に関する事項

重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	関 誠 夫	帝人株式会社社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ウェザーニューズ社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		横河電機株式会社社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	堤 殷	東洋水産株式会社代表取締役会長	製品原材料の仕入れ等の取引はありますが、その取引額は、当社連結売上高の0.1%未満であります。
	Mackenzie Donald Clugston	関西学院大学特別任期制教授	重要な取引その他の関係はありません。
		出光興産株式会社社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		サッポロホールディングス株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	矢 澤 健 一	新潟県立歴史博物館館長	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社福田組 社外取締役	工場改修等の取引はありますが、その取引額は、当社連結売上高の0.1%未満であります。
	湯 原 隆 男	株式会社レオパレス２１社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		長谷川香料株式会社社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

(注)監査役矢澤健一氏は、2018年3月31日付で新潟県立歴史博物館館長を退任しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

当事業年度における各社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会 及び 監査役会 出席回数	主な活動内容
取締役	坂本 正元	取締役会 13回／13回	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、現場を重視した考え方から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	関 誠夫	取締役会 13回／13回	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、企業経営全般の品質向上の観点から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	堤 殷	取締役会 13回／13回	食品企業の現経営者として、特に国内外の食品市場に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	前田 仁	取締役会 13回／13回	食品企業経営者として、特にマーケティングに関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	Mackenzie Donald Clugston	取締役会 13回／13回	カナダ政府外交官としての豊富な経験・知識ならびに高い見識と監督能力に基づき、特に海外事業に関してグローバルな視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	矢澤 健一	取締役会 12回／13回 監査役会 11回／13回	長年にわたる金融機関経営者としての専門的な見識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	湯原 隆男	取締役会 13回／13回 監査役会 13回／13回	上場企業のCFO（最高財務責任者）として培ってきた豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）1. 上記当事業年度開催の取締役会のほか、会社法第370条に基づく書面によるみなし決議を1回行っております。
2. 坂本正元氏及び前田仁氏は、日頃から法令遵守の観点から提言などを行っておりましたが、当社の海外子会社であるTHAI KAMEDA CO.,LTDに関する不正会計処理事案（以下、本事案）に関して、当該事実を認識しておりませんでした。また、当該事実の判明後は、独立調査委員会の委員として全容把握と原因究明を行い、再発防止策の提言に積極的な役割を果たしました。加えて取締役会として当社が公表した再発防止策の運用状況の監視・検証に努めております。
3. 関誠夫氏、堤殷氏、Mackenzie Donald Clugston氏は、日頃から法令遵守の観点から提言などを行っておりましたが、本事案に関して、当該事実を認識しておりませんでした。また、当該事実の判明後は法令遵守の徹底、再発防止策に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底に対して提言を行っているほか、取締役会として当社が公表した再発防止策の運用状況の監視・検証に努めております。
4. 矢澤健一氏及び湯原隆男氏は、日頃から法令遵守の観点から提言などを行っておりましたが、本事案に関して、当該事実を認識しておりませんでした。また、当該事実の判明後は法令遵守の徹底、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底に対して提言を行っているほか、監査役会として当社が公表した再発防止策の運用状況の監視・検証に努めております。

ご参考

取締役及び監査役について　（2018年3月31日現在）

取締役候補者の指名方針と手続

当社の取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう上限を９名とし、３分の１以上を独立性の高い社外取締役で構成することとしております。取締役候補者の指名については、以下の基準に従って代表取締役会長CEOが提案し、株主総会議案として提出しております。

【取締役候補者の指名基準】

- 心身ともに健康でバイタリティがあり、人望・人脈・品格・倫理観を有していること。
- 高度かつ広範な経営知識と客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
- 取締役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。
- 社内取締役においては、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動ができるバランス感覚と決断力を有すること。
- 社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務を遂行するための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。
- その他、上場会社として経営の健全性と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること。

監査役候補者の指名方針と手続

当社の監査役会は、監査役の機能強化を図るため上限を５名とし、会社法第335条第3項の定めに基づきその半数以上を社外監査役で構成することとしております。監査役候補者の指名については、以下の基準に従って代表取締役会長CEOが提案し、監査役会で協議し同意を得た上で、株主総会議案として提出しております。

【監査役候補者の指名基準】

- 心身ともに健康でバイタリティがあり、人望・人脈・品格・倫理観を有していること。
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できること。
- 監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めることができること。
- 経営的知識と客観的判断能力を有し、経営全般の見地から経営課題を認識することができること。
- 監査役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。
- 常勤監査役に関しては、監査役会の役割・責務を十分に果たす上で、必要な情報収集能力を有していること。
- 財務及び会計に関する相当程度の知見、又は、得意とする専門分野における能力・知識・経験を有していること。
- 社外監査役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社監査役として職務を遂行するための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。
- その他、上場会社として経営の健全性と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から、監査役に求められる資質を有していること。

ご参考

取締役及び監査役について （2018年3月31日現在）

取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合の考え方

他社の役員の兼任について、従来当社では主に利益相反取引の観点から取締役会にて決議をしておりますが、今後は当社の取締役・監査役業務に時間・労力を振り向けることができる合理的な上場企業役員兼務の範囲につき原則として当社を含め４社にとどめることとし、これを超える場合には、そのリスクについて取締役会で検討し、問題がない場合は兼務を了承する旨の決議を行うことといたします。

取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役・社外監査役を当社に迎えるに際し、工場見学をはじめ、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な情報習得のための研修を行っております。さらに、取締役・執行役員においては、より高いリーダーシップと経営戦略を培う能力を開発するため、外部機関などを活用し、経営スキルを習得する研修を実施しております。また、監査役においても、各種研修会や他業種との意見交換会に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルの向上に努めております。

取締役会

当社の取締役会は、経営の根幹をなす経営方針・経営計画を策定するとともに、業務執行の管理・監督と重要案件の審議・決定、ならびにグループ会社の重要案件の監督を通じて、コーポレート・ガバナンスの確立を図っております。

取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社の取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるように３分の１以上を独立性の高い社外取締役で構成することとしております。

社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有し、多様な専門性を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えております。

また、社外取締役においては、原則として、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った独立性のある多種多様な業界の経営者又は経営経験者で構成されることが必要であると考えております。これにより、社外取締役による高度なモニタリングモデルが期待でき、グローバル化等のリスクの高まりに対し、健全に牽制する経営体制の構築ができると考えております。

さらに菓子メーカーとして、女性の価値観・発想は重要であり、取締役会構成メンバーに女性が入ることも必要であると考えております。

取締役会の経営陣に対する委任の範囲とその概要

当社は「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

取締役会の関連当事者取引に対する手続とその枠組み

当社が、関連当事者取引を行う場合には、取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、有価証券報告書等に開示しております。また、「亀田製菓グループ会社管理規程」により、グループ間取引においては、相互に不利益が生じないよう定めており、その旨遵守しております。加えて、グループ会社役員に関しては、１年に１回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

取締役会の実効性評価

当社は、年に１回程度、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その概要を開示することとしております。

2017年５月に全取締役・監査役に対して行った「取締役会の実効性に係るアンケート」の結果及び取締役会での討議も踏まえて分析・評価を行いました。

その結果、１．当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、適正規模を維持しながら多様性も確保しつつ議事運営されていること、２．質の高い活発な議論のもと意思決定がなされていることから、現時点では取締役会全体としての実効性が概ね確保されているものと評価いたしました。

監査役会

当社は監査役及び監査役会を設置しております。監査役会は年間監査計画に基づき開催し、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、各部門や子会社の監査を実施しております。なお、当社は監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、監査役監査の機能強化を図っております。

監査役、監査役会と社外取締役との連携に関する考え方

当社は、食品製造業であることに鑑み、会計知識だけでなく、原則として、食品製造に関する知識・経験を持っている者を監査役に選任することで、監査役の高度な情報収集能力を確保しており、社外監査役として、当社とは違った知識・経験等に依拠しつつ会計に関する知識・経験が豊富な者を社外監査役に選任することで、強固な独立性を担保しております。

また、当社は取締役８名中５名を社外取締役としており、それぞれ独立・客観的な立場での意見・助言がなされています。このように、社外取締役と監査役・監査役会はその求められる役割が異なり、それぞれ独立した立場での活躍が期待されているところですが、連携を強調するあまり、ある種の共通認識が形成され反対意見を述べづらくなるなど、それぞれの独立性を弱める可能性もあります。

当社においては、監査役会活動状況を取締役会に報告することで情報共有を図るほか、会社から社外取締役・社外監査役に対し、その必要と思われる情報について、重要会議の内容等を同程度に提供しており、情報量について個々にばらつきがでないように配慮することで、十分な連携が確保されていると考えております。

ご参考

独立社外役員について　（2018年3月31日現在）

社外役員の独立性判断基準

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、健全性と透明性のより一層の向上を図るため、取締役会では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性に関する基準を以下のように定めております。

【社外役員の独立性に関する基準】

社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社又はその連結子会社の出身者
2. 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
   ※当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者とは
   ① 直前事業年度における当該取引額が、連結売上高の2%以上の場合
   ② 当社又はその連結子会社が負債を負っている取引先で、直前事業年度末における全負債額が、連結総資産の2%以上の場合
3. 当社又はその連結子会社の主要な取引先又はその業務執行者
   ※当社又はその連結子会社の主要な取引先とは
   ① 直前事業年度における当該取引額が、連結売上高の2%以上の場合
   ② 当社又はその連結子会社に対して負債を負っている取引先で、直前事業年度末における全負債額が、連結総資産の2%以上の場合
   ③ メインバンク又はその業務執行者
4. 当社又はその連結子会社が議決権ベースで10%以上の株式を直接又は間接的に保有する企業等の業務執行者
5. 当社の主要株主（議決権ベースで10%以上の株式を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
6. 当社又はその連結子会社から多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
   ※多額の寄付とは
   直前事業年度において年間1,000万円又は当該組織の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える場合
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 当社又はその連結子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
9. 過去５年間において、上記2.から8.までのいずれかに該当していた者
10. 上記1.から9.までのいずれかに該当する者の二親等内の親族又は同居の親族
11. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注）上記2.から7.までの「業務執行者」においては「重要な業務執行者」、8.に所属する者においては「重要な業務執行者」及びその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。

独立社外取締役が3分の１以上必要と考える取り組み方針

グローバル化等のリスクの高まりに対し健全に牽制する経営体制の構築・社外取締役による高度なモニタリングモデルの実現を図るため、当社は自主判断により、取締役会について３分の１以上を独立性の高い社外取締役で構成することとしております。

社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有し、多様な専門性を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えております。また、社外取締役においては、原則として、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った独立性のある多種多様な業界の経営者又は経営経験者等で構成されることが必要であると考えております。

独立社外役員のみの会合を設置しない理由

当社は、次の理由から「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置しないことといたします。

- 「独立社外者のみを構成員とする会合」は、取締役のうち社外取締役の人数が少なく、当該意見が反映されづらい環境を是正するために有効と考えますが、当社は取締役８名中社外取締役を５名選任しており、発言しやすい環境にあると考えます。
- 社外取締役はそれぞれ卓越した知見を有しており、それを個々に発揮することが求められていますが、「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置することにより、ある種の共通認識が形成され、当該認識に対する反対意見を述べづらいなど、その独立性を弱める可能性があります。
- 社外取締役に対し、当社の重要会議の議事録・報告等を同じ分量・内容で提供し、個人によってばらつきが出ないようにすることで、認識の共有は十分に図られると考えております。

筆頭独立社外取締役を定めない理由

当社は、次の理由から「筆頭独立社外取締役」を定めないことといたします。

- 「筆頭独立社外取締役」を定めることで、独立社外取締役間の序列意識、筆頭者へ依存する意識を醸成する可能性があります。
- 社外取締役はそれぞれ卓越した知見を有しており個々にその持ち味を発揮することが求められていることから、必ずしも社外取締役間で意見が統一される必要はないと考えております。

会計監査人の状況

■ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

■ 報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	76百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

■ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

■ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。一方で、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきものと考えております。

しかしながら、実際に資本市場で発生する株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値及び株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの関係の悪化をもたらすおそれのあるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないと考えられるものもあると認識しております。

当社は、このような当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反するおそれのある大規模の買付行為や買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、グループ中期経営計画の策定及びコーポレート・ガバナンスの整備を実施しております。

①中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当グループは、長期ビジョン「グローバル・フード・カンパニー」の実現を目指した「中期経営計画」を策定し、3つの重点課題に取り組んでおります。1つ目は、海外事業と新規事業を中心とした「成長の加速」、2つ目は米菓事業のブランド集約及び原価改善などによる「構造改革」、3つ目はこれらの取り組みを支える「経営基盤の強化」です。これらの経営改革を実行するために、グループが一丸となって取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

②コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、グローバル化等に伴うリスクの高まりに対し健全に牽制する経営体制の構築・社外取締役による高度なモニタリングモデルの実現を図るため、取締役会について3分の1以上を独立性の高い社外取締役で構成するとともに、経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。なお、2018年3月末現在において、取締役の過半数を独立性の高い社外取締役で構成しております。さらに、監査役会設置会社として、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監査・監視機能の強化を図っております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。また本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表する

こととします。
大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として対抗措置を講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性を十分検討した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し、株主の皆様の承認を得た上で、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。
本プランは2016年6月17日開催の定時株主総会において継続の承認を得ており、その有効期間は3年間(2019年6月開催予定の当社第62期定時株主総会終結の時まで)としております。ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。
なお、上記内容の詳細につきましては、当社のホームページからご覧いただくことができます。
(https://www.kamedaseika.co.jp/)

4. 本プランの合理性について(本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① **買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1−5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② **株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

③ **株主意思を重視するものであること**

本プランは、2016年6月17日開催の定時株主総会での株主の皆様のご承認により発効しており、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ **独立性の高い社外者の判断の重視**

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ **合理的な客観的要件の設定**

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

⑥ **独立した外部専門家の意見の取得**

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期を２年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

〈ご参考〉　本プランの概要（大規模買付開始時のフロー）

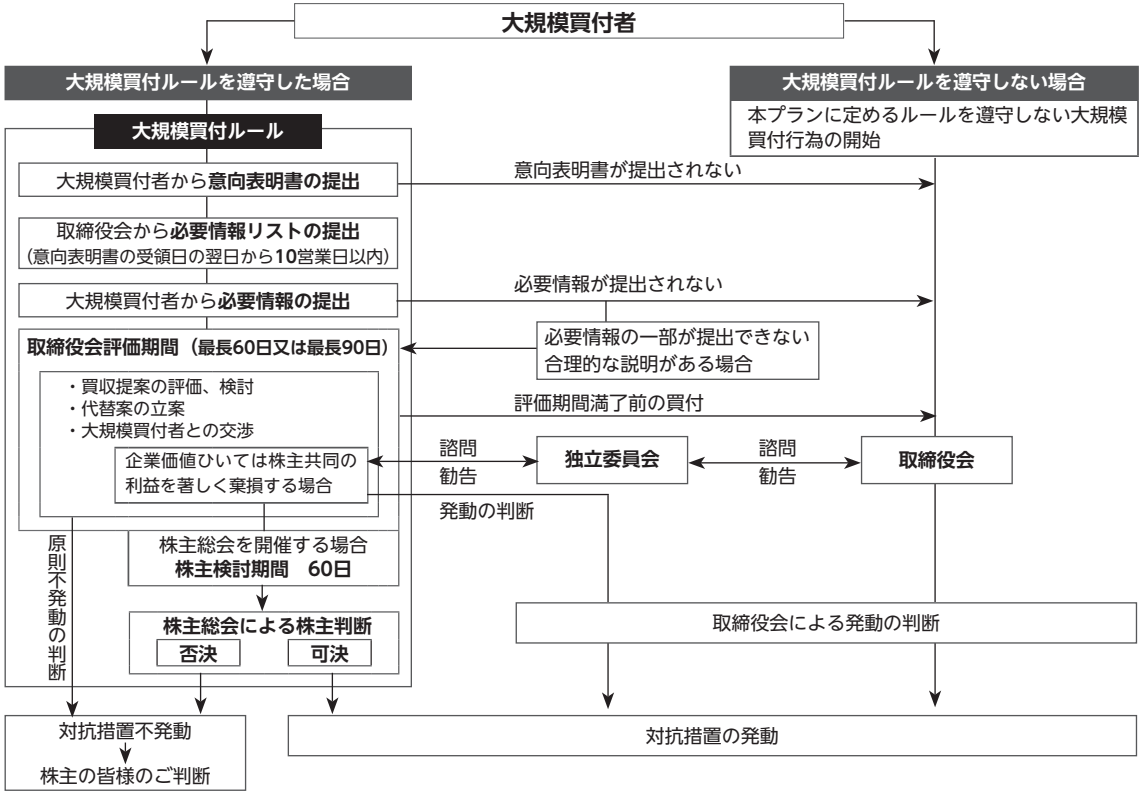

（注）本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	第61期 (2018年3月31日現在)
（資産の部）	
流動資産	**24,238**
現金及び預金	3,950
受取手形及び売掛金	12,734
商品及び製品	2,152
仕掛品	663
原材料及び貯蔵品	3,265
繰延税金資産	839
その他	640
貸倒引当金	△9
固定資産	**53,044**
有形固定資産	**39,059**
建物及び構築物	13,271
機械装置及び運搬具	11,840
土地	7,144
リース資産	1,227
建設仮勘定	4,930
その他	646
無形固定資産	**3,863**
のれん	623
リース資産	28
顧客関係資産	907
商標資産	737
技術資産	457
その他	1,109
投資その他の資産	**10,121**
投資有価証券	9,021
繰延税金資産	335
退職給付に係る資産	202
その他	606
貸倒引当金	△45
資産合計	**77,282**

科　　目	第61期 (2018年3月31日現在)
（負債の部）	
流動負債	**21,014**
支払手形及び買掛金	4,333
電子記録債務	2,549
短期借入金	3,493
リース債務	322
未払法人税等	891
賞与引当金	1,259
役員賞与引当金	81
販売促進引当金	548
資産除去債務	79
その他	7,454
固定負債	**8,262**
長期借入金	5,604
リース債務	1,008
繰延税金負債	927
退職給付に係る負債	450
資産除去債務	222
その他	50
負債合計	**29,276**
（純資産の部）	
株主資本	**45,494**
資本金	1,946
資本剰余金	329
利益剰余金	45,117
自己株式	△1,898
その他の包括利益累計額	**2,315**
その他有価証券評価差額金	987
繰延ヘッジ損益	5
為替換算調整勘定	1,378
退職給付に係る調整累計額	△56
非支配株主持分	**194**
純資産合計	**48,005**
負債純資産合計	**77,282**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	第61期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	
売上高		**99,522**
売上原価		**57,799**
売上総利益		**41,723**
販売費及び一般管理費		**36,716**
営業利益		**5,007**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	40	
持分法による投資利益	1,481	
その他	142	**1,673**
営業外費用		
支払利息	102	
コミットメントフィー	23	
その他	97	**223**
経常利益		**6,456**
特別損失		
固定資産処分損	211	
減損損失	143	
過年度決算訂正関連費用	167	
災害関連損失	22	**544**
税金等調整前当期純利益		**5,911**
法人税、住民税及び事業税	1,754	
法人税等調整額	44	**1,799**
当期純利益		**4,112**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,110**

「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、当社ウェブサイト(https://www.kamedaseika.co.jp/)に掲載しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	第61期（2018年3月31日現在）
（資産の部）	
流動資産	**15,976**
現金及び預金	1,422
売掛金	8,824
商品及び製品	1,309
仕掛品	536
原材料及び貯蔵品	2,388
前払費用	76
繰延税金資産	565
その他	855
貸倒引当金	△2
固定資産	**41,010**
有形固定資産	**27,655**
建物	8,507
構築物	457
機械及び装置	8,703
車両運搬具	23
工具、器具及び備品	476
土地	4,983
リース資産	272
建設仮勘定	4,230
無形固定資産	**922**
特許権	16
商標権	26
ソフトウエア	849
リース資産	16
その他	13
投資その他の資産	**12,432**
投資有価証券	2,576
関係会社株式	7,058
出資金	3
関係会社出資金	1,208
関係会社長期貸付金	1,539
長期前払費用	37
前払年金費用	235
その他	357
貸倒引当金	△45
投資損失引当金	△539
資産合計	**56,987**

科　　目	第61期（2018年3月31日現在）
（負債の部）	
流動負債	**16,568**
支払手形	11
電子記録債務	2,181
買掛金	2,894
短期借入金	2,700
１年内返済予定の長期借入金	1,600
リース債務	93
未払金	2,600
未払費用	722
未払法人税等	521
預り金	167
賞与引当金	900
役員賞与引当金	45
販売促進引当金	473
資産除去債務	23
その他	1,633
固定負債	**4,282**
長期借入金	3,800
リース債務	215
関係会社事業損失引当金	92
資産除去債務	59
繰延税金負債	87
その他	27
負債合計	**20,851**
（純資産の部）	
株主資本	**35,131**
資本金	**1,946**
資本剰余金	**486**
資本準備金	486
利益剰余金	**34,597**
その他利益剰余金	34,597
別途積立金	20,400
繰越利益剰余金	14,197
自己株式	**△1,898**
評価・換算差額等	**1,004**
その他有価証券評価差額金	**998**
繰延ヘッジ損益	**5**
純資産合計	**36,136**
負債純資産合計	**56,987**

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	第61期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	
売上高		**74,612**
売上原価		**40,394**
売上総利益		**34,217**
販売費及び一般管理費		**30,131**
営業利益		**4,085**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	902	
賃貸料	160	
その他	55	**1,128**
営業外費用		
支払利息	18	
賃貸費用	78	
コミットメントフィー	23	
その他	26	**146**
経常利益		**5,067**
特別損失		
固定資産処分損	190	
減損損失	28	
関係会社株式評価損	467	
関係会社事業損失引当金繰入額	92	
投資損失引当金繰入額	539	
過年度決算訂正関連費用	167	**1,484**
税引前当期純利益		**3,583**
法人税、住民税及び事業税	1,036	
法人税等調整額	240	**1,277**
当期純利益		**2,306**

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイト(https://www.kamedaseika.co.jp/)に掲載しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

亀田製菓株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白井 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 武 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、亀田製菓株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、亀田製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

亀田製菓株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白井 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 武 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、亀田製菓株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、常勤監査役が一部の国内子会社の監査役を兼任するほか、計画的な往査による状況調査や、各子会社の取締役・監査役等との意思疎通及び情報の交換を行い、必要に応じて子会社管理の所管部門から管理状況の報告を受けました。

② 常勤監査役、会計監査人、内部監査を担当する監査部長が出席する会議を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告・協議を行い、三様監査全体としての監査環境の整備及び実効性向上に努めました。

③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

亀田製菓株式会社　監査役会

常勤監査役　荒木　徹　㊞

常勤監査役　近藤三千哉　㊞

社外監査役　矢澤健一　㊞

社外監査役　湯原隆男　㊞

以上

《ご参考》

トピックス

●国内米菓事業

「亀田の柿の種」が宇宙日本食に

「亀田の柿の種」が宇宙日本食「亀田の柿の種（宇宙食）」としてJAXA（宇宙航空研究開発機構）から認証を受けました。宇宙日本食とは、国際宇宙ステーションに長期滞在を予定している日本の宇宙飛行士に、日本食の味と食感を楽しんでもらうことで仕事の効率維持や向上につながることを目的とした宇宙食です。

手塩屋×赤いきつね、揚一番×緑のたぬきを発売

当社は東洋水産株式会社との初のコラボレーション商品である「手塩屋 赤いきつね風味」「揚一番 緑のたぬき風味」を2017年11月に期間限定で発売しました。両社の開発担当者が試行錯誤を繰り返しながらたどりついた相性抜群のおいしさで、お客様からはご好評をいただきました。

とよす株式会社
「かきたねキッチン」サンリオとのコラボ

とよすの柿の種専門店「かきたねキッチン」では、2017年11月より、ミルクショコラとアールグレイショコラをリトルツインスターズ（キキ＆ララ）のオリジナル缶入りで期間限定で発売しました。さらに2017年12月より、サンリオの人気キャラクターとコラボしたデザインキューブボックスを期間限定で発売しました。

©1976,2017 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO.S582743

©1976,1993,2013,2017 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO.S582743

●海外事業

Daawat KAMEDA (India) Private Limited (以下Daawat KAMEDA) インド3大都市で『KARI KARI』をテスト販売

Daawat KAMEDAが2017年10月より、「亀田の柿の種」のインド版『KARI KARI』のテスト販売を開始しました。「わさび」味を含む4種類をデリー、ムンバイ、バンガロールの3大都市で販売し、好評を博しております。今後はソーシャルメディア等を立ち上げ、ブランド認知の拡大を図り、市場定着に努めます。

THIEN HA KAMEDA, JSC. (以下THIEN HA KAMEDA) 「ICHI（揚げせんべい）」ブランドの新商品を発売

THIEN HA KAMEDAは『ICHI（揚げせんべい）』の新商品として2017年9月に「ICHI MINI」を、2018年1月に「ICHI黒ごま」を発売しました。「ICHI MINI」は子供向けの「チョコ」、お酒のおつまみ向けの「スパイシー」、子どもから大人まで楽しめる「蜂蜜」の3種類の味となっています。

●新規事業

尾西食品株式会社 「ライスクッキーいちご味」がANA機内食へ採用

尾西食品が販売しているアレルギー物質27品目に加え、ナッツ類も不使用の「尾西のライスクッキーいちご味」が2018年3月より、全日本空輸株式会社（以下、ANA）国際線の「特別機内食7品目アレルゲン対応幼児食」のメニューの一部に採用されました。尾西食品では非常時でも安心して召し上がっていただくことのできるアレルギー対応製品の開発に努めております。

画像提供：ANA

食品開発展2017にて植物性乳酸菌を紹介

2017年10月に開催された食品・健康機能性素材の展示会「食品開発展2017」において、植物性乳酸菌「K-1」「K-2」を紹介しました。当社では機能性表示食品制度への対応を進めるとともに新規顧客の獲得に努めてまいります。

《ご参考》

株主優待制度

贈呈対象

毎年**9**月**30**日現在の**100**株以上ご所有の株主様に、
当グループ製品の詰め合わせを贈呈させていただきます。

贈呈時期

12月中旬頃

贈呈基準

100～999株

1,000円相当の詰め合わせ

1,000株以上

3,000円相当の詰め合わせ

画像は詰め合わせ製品例です

ご参考

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針

1.基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平にご提供しつつ、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

2.IR体制

株主・投資家の皆様との対話につきましては、代表取締役をトップとして、経営企画部が担当いたします。IR担当者は、対話を充実させるため、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署は、IR担当者に協力します。

3.対話の方法

報道機関、アナリスト、機関投資家の皆様に対しては、年2回の決算説明会及び四半期毎の面談を実施しております。さらに、個人投資家の皆様に対しては、説明会を適宜実施しております。また、ホームページに業績事業内容、経営方針などを掲載しております。

4.社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、経営企画部長を通じて取締役会、経営陣等にフィードバックいたします。

5.インサイダー情報及び沈黙期間

株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）を伝達することはいたしません。

なお、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期毎の決算日の2週間前から決算発表日までを沈黙期間としております。

亀田製菓IRサイトのご案内

亀田製菓ホームページ
（トップページ）

「IR情報」トップページ

詳しくはこちらで
https://www.kamedaseika.co.jp/company/ir/

《ご参考》

株主メモ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
株主確定基準日	定時株主総会の議決権　毎年3月31日 期末配当金　毎年3月31日 株主優待品　毎年9月30日 ※中間配当金を行う場合は　毎年9月30日
定時株主総会	毎年６月開催
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
公告の方法	電子公告 （公告アドレス； https://www.kamedaseika.co.jp/koukoku/index.html）
証券コード	2220（東証１部）

	証券口座にて株式を管理されている株主様	証券会社とのお取引がない株主様（特別口座の場合）
郵送物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 （土・日・祝日を除く 9：00～17：00）
お取扱窓口		みずほ証券 及び みずほ信託銀行
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行 （みずほ証券では取次のみとなります）	

メモ

株主総会会場のご案内

開催日時

2018年6月14日(木曜日)
午前10時（受付開始：午前9時)

場所

亀田製菓株式会社　本社 5階会議室
新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
電話 025(382)2111(代表)

交通手段

車を利用される方

- 日本海東北自動車道「新潟亀田I.C」より約5分
- 亀田バイパス「鵜ノ子I.C」より約5分
- 新潟駅より約20分
- 亀田駅より約10分

路線バスを利用される方

- 新潟駅南口より新潟交通

路線バス
長潟線〈弁天橋・イオンモール新潟南経由〉南部営業所　ゆき
「イオンモール新潟南(所用時間約16分)」
「南 部 営 業 所(所用時間約20分)」
下車　徒歩10分

路線バス時刻表	新潟駅南口
	8：47／8：52／8：57／9：02／9：12／9：17

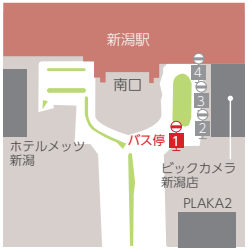

亀田製菓株式会社

〒950-0198 新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
電話 025-382-2111(代表)
https://www.kamedaseika.co.jp/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
この招集ご通知は、環境に配慮し、ベジタブルインキを使用しています。